

地域福祉推進第6次5か年計画

平成25年度～平成29年度

みんなでつくる ささえあいのまち

社会福祉法人 広島市西区社会福祉協議会

はじめに

人口そのものが減少する社会の到来を迎えようとする中、ますます進む少子高齢化と核家族化などの進行。併せて、町内会加入率の低下からみられる地域の共同体意識の低下。昨今の経済状況の悪化による、生活困窮者の増加、孤立化・密室化した育児や介護等による子どもや高齢者、障害者等への虐待の増加など。このような多くの課題が表面化する状況を踏まえた上で、西区では計画的に事業を推進していく必要があります。

これまで本会では、平成元年度に「共に生きる福祉のまちづくり～西区社協障害者福祉計画」を、西区内におけるノーマライゼーションの実現を目指した第1次計画として策定し、これを引き継ぐ計画として「西区地域福祉推進第2次3か年計画（平成9年度～平成11年度）」を策定しました。

介護保険がスタートした平成12年からは、「西区地域福祉推進第3次3か年計画（平成12年度～平成14年度）」を策定しました。これに基づき「福祉のまちづくり事業」を推進しながら「福祉コミュニティづくり」、「機関・団体等の協働ネットワークによる自立生活支援体制づくり」などに取り組みました。

平成15年度より、「住民参加」「自立支援」「協働」「組織活動体制の強化」を4つの基本目標に掲げて、地域福祉新時代における「西区地域福祉推進第4次5か年計画（平成15年度～平成19年度）」を策定、引き続き第5次計画は、「あなたとつくる みんなでつくる ささえあいのまち」をスローガンとした住民一人ひとりが主役となったささえあいのまちづくり「西区地域福祉活動第5次5か年計画（平成20年度～平成24年度）」に取り組んできました。

この度の第6次5か年計画（平成25年度～平成29年度）は、第5次5か年計画を引き継ぎ、地域で安心して暮らせるために、住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくることを計画の理念とした「みんなでつくる ささえあいのまち」をスローガンに、広島市地域福祉計画と、広島市社会福祉協議会と本会を含めた各区社会福祉協議会、地（学）区社会福祉協議会が一体となった地域福祉を推進することを目的に、相互に連携し合い、市域共通の目標を掲げ計画を進めてまいります。

今後とも、皆様方からのご意見などをお寄せいただき「みんなでつくる ささえあいのまちづくり」に向け努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

平成25年3月

社会福祉法人

広島市西区社会福祉協議会 会長 東 友 一

地域福祉推進第6次5か年計画 目次

はじめに

「地域福祉活動第5次5か年計画」(平成20年度～平成24年度) の取り組みと課題	1
---	---

第1章 第6次計画策定の背景	9
----------------	---

第2章 第6次計画の基本的な考え方	15
-------------------	----

1. 計画の理念	15
2. 計画の基本目標	15
3. 計画の性格	16
4. 計画の期間	16
5. 計画の推進主体	16
6. 計画の構成	17

第3章 第6次実施計画	19
-------------	----

第1の柱「たすけあいのまちをつくろう」	19
第2の柱「一人ひとりの暮らしをささえよう」	25
第3の柱「活動をすすめる体制を強化します」	31

資料編	34
-----	----

用語の説明	34
広島市・区の将来人口推計	38
広島市町内会・自治会加入率	40
策定委員会設置規程	41
委員会名簿	42

● 社会福祉協議会（略称：社協）とは

社会福祉法109条に定められた地域民間団体で、地域福祉の推進役として位置付けられています。地域住民やボランティア、公私の社会福祉関係者・団体の参加・協力を得ながら住民主体の理念で活動しています。

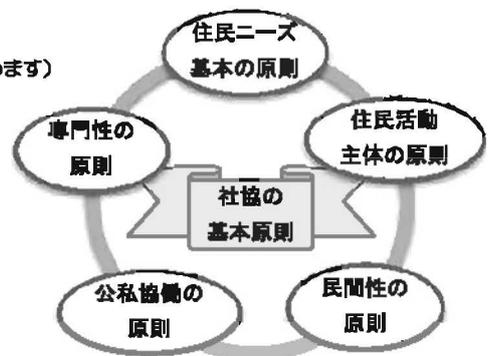
● 社協の性格

- ① 地域の住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されています。
- ② 住民主体の理念に基づき、地域福祉の実現を目指します。
- ③ 住民福祉活動の組織化、社会福祉事業の連絡調整、企画、実施を行います。
- ④ 市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ「公共性」「自主性」をあわせ持った民間組織です。

● 社協の基本原則と機能

5つの基本原則に基づいて、それぞれの地域特性を生かした活動を展開しています。

1. 住民の福祉活動を推進する機能
(地域の福祉課題を明らかにし、課題解決に向けた活動を推進します)
2. 関係者との連携を図る機能
(幅広い関連分野の関係者との連絡調整をし、ネットワークづくりをすすめます)
3. 福祉活動や事業を企画・実施する機能
(1. 2. に基づきながら、実際に事業を展開していきます)
4. 調査研究と開発の機能
(地域のニーズを調査し、新しい事業の開発をすすめます)
5. 計画策定と提言の機能
(福祉に関する計画づくりを行い、行政機関など関係機関に提言します)
6. 広報・啓発活動の機能
(福祉の理念や制度、取り組みを広く情報提供し、啓発活動を行います)
7. 福祉活動支援の機能
(住民の自主的・自発的な活動や各種団体の活動を支援します)



● 社協の組織

活動範囲	市域	区域	学区
名称 (略称)	社会福祉法人 市社会福祉協議会 (市社協) 広島市社協(1か所)	社会福祉法人 区社会福祉協議会 (区社協) 広島市内8区社協	地(学)区社会福祉協議会 (地区社協) 広島市域138地区社協
主な活動内容	市域の地域福祉活動の総合的企画・調整、区社協の支援を行います。	区域の地域福祉活動や調整、区内の地区社協の支援を行います。	概ね小学校区を単位とし、地域性に即じた地区内の福祉活動を行います。
関係機関	市役所 全国社会福祉協議会 県社会福祉協議会 市域を範囲とする機関・団体 市民生委員・児童委員協議会 広島NPOセンター 福祉施設連盟 など	区役所 区域を範囲とする機関・団体 地域包括支援センター ボランティア 区民生委員児童委員協議会 NPO など	町内会・自治会 各種団体(子ども会・老人会など) 地域包括支援センター ボランティア 地区民生委員・児童委員協議会 NPO 福祉施設・学校 など

※社会福祉法での規定のない任意団体です。

地(学)区社会福祉協議会

西区には、大芝地区、三篠地区、天満地区、観音学区、南観音学区、己斐学区、己斐上学区、己斐東学区、古田学区、古田台学区、山田地区、高須学区、庚午地区、草津・庚午南地区、鈴が峰地区、井口台地区、井口地区、井口明神学区の18地区・学区社会福祉協議会があります。

「地域福祉活動第5次5か年計画」(平成20年度～平成24年度) の取り組みと課題

I. 計画の目標

広島市域社協(市社協・区社協・地区社協)が、地域福祉を推進していく上での共通目標として設定し、それぞれの役割・機能を分担し、また協働しながら推進することを念頭に設定しました。

1. 計画のスローガン

『あなたとつくる みんなでつくる ささえあいのまち』

2. 広島市域社協の共通計画目標(基本理念)

『地域住民や活動団体と連携・協働^(※1)し、

住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくること』

II. 計画推進期間中の状況・背景

第5次5か年計画を策定した平成19年度は、家族や地域のつながりの希薄化により様々な社会問題が生じており、社会保障・社会福祉分野では、セーフティネットの再構築や「地域で支える仕組みづくり」などの社会保障制度改革が急がれました。

計画の実施期間(平成20年度～平成24年度)では、策定時には予想していなかった社会情勢の変化がありました。平成20年9月、リーマンショックを契機に、多くの失業者を生み出しました。

この情勢下で、生活福祉資金貸付制度^(※2)は、第2のセーフティネットのひとつの施策として、平成21年10月に大幅な制度改革が行われました。

また、平成23年3月には東日本大震災が発生し、区社協では、「広島市被災者支援ボランティア本部」に協力し、被災地への職員の派遣や、被災地でのボランティア活動、被災された方の西区での生活を地区社協等と支援しました。

III. これまでの取り組み

● 新規実施事業等の具体的な取り組みについて

新規の実施事業として5項目(施設との協働によるまちづくり、公共交通不便・交通空白地域の交通問題に関する調査・研究、まち点検・地域の安全マップづくり、地域の各種行事・活動への参加促進、地域活動での専門職・行政の活用)を掲げましたが、個別事業の定義や具体的な取り組み方法等が曖昧で、達成度が明確にできない項目がありました。また、具体的な取り組みを細分化し、個々に取り組みを捉えましたが、大きな視点に立って取り組んだ方が効果的だった項目もありました。

● 広島市の事業や行政計画との連携・協働について

広島市が取り組んでいる事業や「広島市地域福祉計画」^(※3)などの行政計画との連携や協働を意識しながら推進しました。

行政計画で社協の役割が期待されていた、「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」^(※4)や相談の場づくり、困りごとへの活動づくりなどでは一定の役割を果たした一方、行政のすすめる「災害時要援護者避難支援事業」^(※5)と「近隣ミニネットワークづくり推進事業」^(※6)との連携は、役割分担や協働体制の構築が不十分で、課題を残しました。

● 数値目標の設定について

この計画では、自己評価の指標の一つとして、初めて「数値目標」を導入しましたが、数値がひとり歩きし、具体的な個々の事業の定義、取り組み方法なども曖昧で、成果や課題が見えにくくなった項目もあり、中間見直し後の数値目標の設定項目にも精査が必要でした。

ここでは、数値目標の達成度だけでなく、数値に表れない中身についての到達点と課題及び今後の方向性も含めて総括しました。

IV. 4つの基本目標に基づく到達点と課題

たすけあう●基本目標：『第1の柱』安全・安心・こころ豊かに暮らせる地域をつくろう

◇基本計画1 小地域でのつながりを深め福祉活動を進めよう

(到達点と課題)

「福祉のまちづくりの総合的な推進」として、区社協では、18の地区社協を実施主体とした、「新・福祉のまちづくり総合推進事業（安心のための“近隣ミニネットワーク”づくり、仲間作り・交流の場づくりのための“ふれあい・いきいきサロン”の開設、支えあいの“地区ボランティアバンク”^(※7)の開設」の3つの事業の連動を進めてきました。

「近隣ミニネットワークづくり推進事業」では、多くのネット数が報告されましたが、活動が定着していなかったり、関係者との情報共有が難しく、活動が進めにくくなっていたりしたため、実体として見守り体制が機能していない地区もありました。「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」では、多くの地区社協で取り組みが広まりましたが、お世話する人の一方的な支援だけではなく、サロンに集う人の安心や信頼の中から、ちょっとした困りごとが言い合える場づくりや、支え合いにつながる場づくりなどが十分とは言えず課題が残りました。「地区ボランティアバンク活動推進事業」では、ボランティアバンクの登録者は増えましたが、ボランティアバンクに相談（依頼）が入らないため活動につながらない、個別支援のコーディネートが難しいなどの理由により、活動が進まない地区もありました。これに伴い3つの事業の取り組みの連動についてはあまり広まりませんでした。

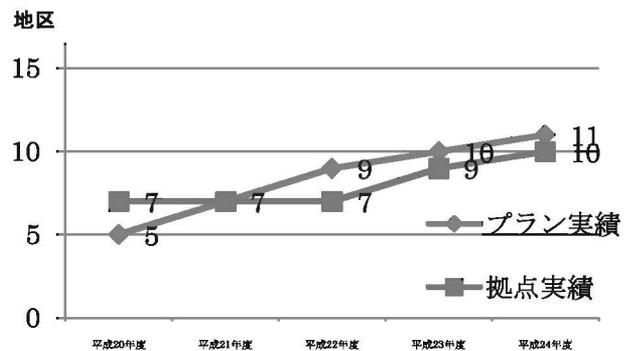
地区社協の人材確保や組織のあり方等も含め、事業を総合的に検討することが課題です。

地域の今後を見つめる「福祉のまちづくりプラン策定事業」^(※8)では、策定により地区社協の取り組みの目標が明確化し、地域の社協理解が深まり、他団体や施設との連携も強まるなどの成果が上がっています。

また、2次の福祉のまちづくりプラン策定に着手する地区もありました。市・区社協では平成23年度から2次プラン以降のプラン策定地区への助成を開始しました。

「地区社協活動の拠点づくり」では、国の「地域支え合い体制づくり事業」の地域活動拠点整備を活用し、10カ所の地区社協の活動拠点の開設につながりました。平成22～24年度は拠点の開設日数と機能に応じた助成を実施しました。[図1]

[図1] まちづくりプランと地区社協活動拠点の推移



今後は、地域課題に多機能的に取り組むための様々な拠点の活用方法について提示するとともに、未設置の地区社協に対しては、社協活動を通して拠点の開設の必要性を理解してもらうような働きかけが重要です。

◇基本計画2 安全・安心に暮らせる地域をつくるために連携していこう

(到達点と課題)

「災害時要援護者支援のネットワークづくり」は、広島市が推進・実施する「災害時要援護者避難支援事業」と、地区社協による「近隣ミニネットワークづくり推進事業」の連携を意識した対象者把握で相乗効果が期待されていましたが、二つの取り組みの混同や、個人情報取り扱い方法による混乱があった地区がありました。二つの取り組みの趣旨や関連を明確にしたうえで、推進の支援をすることが課題です。

災害時のボランティア活動については、「西区災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を作成しました。今後はシミュレーションを重ね、随時マニュアルを見直す必要があります。

団地等で日常の外出に大きな不便が生じている“公共交通不便・交通空白地域”の調査・研究には取り組むまでには至らず、次期課題となりました。また、『地域の安全マップ』づくりは、一部の地区で取り組みが見られました。

◇基本計画3 高齢の人や障害のある人たちの活動を支援しよう

(到達点と課題)

区域、地区社協域での障害(児)者の季節行事、作業所イベントでの活動支援については、地区社協や地域の民生委員・児童委員^(※9)、ボランティアとつながる場としての取り組みがある一方、高齢の人や障害のある人が、町内会・自治会でのコミュニティ行事や活動場面へとつながる工夫が必要です。

今後、高齢の人や障害のある人の文化・スポーツ活動の支援の方向性や市・区社協の関わる意義や役割を検証する必要があります。

◇基本計画4 専門職や行政の力を活用しよう

(到達点と課題)

地区社協が主体的に地域包括支援センター^(※10)や消防、警察等とのつながりを作り、福祉講座等の開催時に「出前講座」を活用するなど様々な場面で専門職や行政の力の活用が進んでいます。

ささえる●基本目標：『第2の柱』一人ひとりの暮らしをささえよう

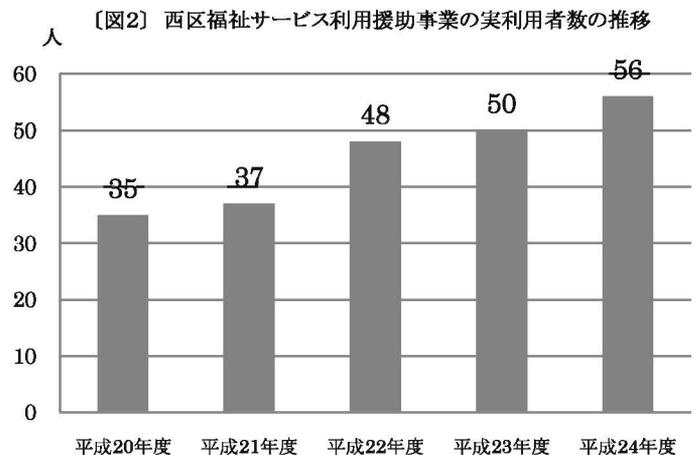
◇基本計画1 社会的支援を必要とする人たちを支援し、関係機関と連携しよう

(到達点と課題)

区社協では継続して高齢者・障害者・ひとり親等の相談の受け止めを行いました。従来からの社協での集いの中などで、新たなニーズを受け止め、地域課題の発見やそれに対応する仕組みづくりを模索することが今後の課題です。

「福祉サービス利用援助事業(かけはし)」^(※11)は、日常的な金銭管理などで利用者の生活を支えてきました。市社協では、平成23年度から「福祉サービス利用援助センター」として独立し、専門員6人体制の目標を達成しました。

しかし、契約件数が増加し、契約件数35件あたり常勤1名という国の配置基準はまだ満たしていません。また、増え続ける利用者への対応のため、区社協も生活支援員^(※12)を増員しましたが、今後も支援員の増員や市社協と共に研修等の充実などが課題です。[図2]



市社協においては、平成23年9月から、2つの区社協で総合相談員(トータルコーディネーター)^(※13)が福祉サービス利用援助事業の契約に至るまでの作業を担うモデル事業を始め、平成23年10月に成年後見事業(こうけん)^(※14)をスタートさせました。モデル事業の検証結果を踏まえ、今後の市・区社協間での役割分担や事業全体の推進に役立っています。

関係機関・団体とのネットワークづくりについては、福祉サービス利用援助事業等での協力により、地域包括支援センター等の相談機関の連携は進みました。

今後は、さらに各事業でも組織間の関係性を構築し、障害者や児童分野など様々な分野の相談機関等とも連携を充実させていく必要があります。

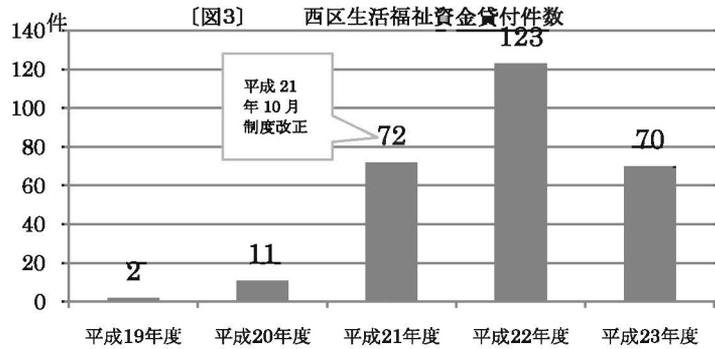
◇基本計画2 日常生活の相談援助機能を強化しよう

(到達点と課題)

総合相談援助事業については、総合相談員(トータルコーディネーター)が福祉サービス利用援助事業に関する対応に追われ、本来機能であったはずの総合的な相談対応機能が十分に担いきれていません。

貸付事業では、生活福祉資金の制度改正により、相談件数・貸付件数が急増し、その対応に追われています。〔図3〕

貸付に至る背景が複雑化する中、相談者の生活課題に踏み込む対応や、貸付世帯が生活自立したかの検証までできておらず、いかに当事者の生活に関与していけるかが課題です。



◇基本計画3 社会参加（外出・移動）を支援しよう

（到達点と課題）

単独での外出など、社会参加活動が困難な方を支援する「障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」〔※15〕では、市社協の受託実施により障害者（児）の社会参加の促進とガイドヘルパーの障害者への理解につながるといった、福祉意識の変化などの成果がありました。

今後とも、ボランティア講座などを通じて、ガイドヘルパーの確保を行うと共に、ヘルパー候補者の紹介・調整を必要に応じて行っていく必要があります。

車いす貸出事業については、区社協で地区社協への車いす提供を行い、身近な場所で車いすを活用しやすくなるように努めました。

ひろめる●基本目標：『第3の柱』 ささえあいの輪を広げよう

◇基本計画1 福祉学習をすすめよう

（到達点と課題）

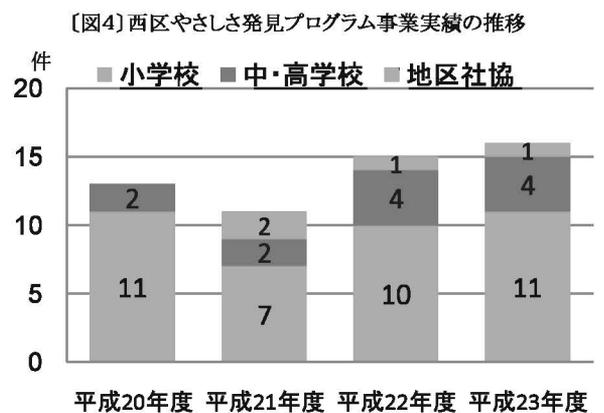
福祉教育の推進のため、多くの学校などによる「やさしさ発見プログラム事業」〔※16〕の取り組みを支援しました。小・中・高校では実施目標数をほぼ達成しましたが、地区社協では実施が進みませんでした。〔図4〕

また、市域では福祉体験学習サポーターの養成により多くの講師及び学習サポーターが登録されましたが西区ではほぼ横ばいです。

今後は、より学校と地域が一体的に取り組めるよう市社協や講師、学習サポーター等と連携し、福祉活動体験プログラムの分析・開発が課題です。

また、ボランティアや区民向けには、さまざまな福祉講座や啓発・理解を入口に体験と組み合わせた講座を多く実施し、ボランティア養成や啓発活動につながりました。

今後もさらに区民の福祉理解を広め、関心を高めていく取り組みをすることが課題です。



◇基本計画2 福祉情報を広めよう

(到達点と課題)

市社協ホームページに区社協ページや、図書資料、ボランティアグループのデータベースや、地区社協情報を掲載するなど、内容を充実させ福祉情報収集・提供機能を強化しました。また、区社協広報紙「西区社協だよりふれあい」や、ボランティア活動情報紙「西ボラ・かわらばん」(平成23年度より「西区ボランティアしんぶん」から名称変更)も発行しました。

今後は、情報が届きにくい人への情報提供方法や内容を工夫する必要があります。

◇基本計画3 ささえあい活動を広めよう

(到達点と課題)

平成22年9月には「第19回全国ボランティアフェスティバルひろしま」の開催に協力しました。

区社協でボランティア養成講座やボランティア相談調整を実施し、区域で多くのボランティアが登録・活動しています。また、福祉意識の啓発やボランティア活動への参加啓発等を目的としたイベント「福祉まつり」は、平成21年度から企業を中心に協賛品の協力を得て開催しました。「ボランティアまつり」については、区民まつり会場にて開催しています。

地区ボランティアバンクにおいては、市域・区域・地区社協域で連携しながら個別支援できる人材の発掘と養成、頼みやすい仕組みづくりを、区ボランティアセンターと進めていくことが課題です。

◇基本計画4 さまざまな団体とつながろう

(到達点と課題)

区社協では、当事者団体・ボランティアグループ団体と情報交換会や学習会等を開催し、平成23年度からは、ボランティアグループ連絡会と、ボランティアセンター利用者連絡会の合同会議を持つ中で、顔の見える関係性を築くことに努めました。

今後は、地区ボランティアバンクはもとより、住民参加型在宅福祉サービス団体^(※17)など、さまざまな団体とのネットワークづくりを進めるとともに、より福祉ニーズの高い世帯や新たな福祉ニーズへの対応についての検討が課題になります。また、社協自身が様々な団体と「つながる」だけでなく、「つなげる」必要性も再確認したいと思います。



ととのえる●基本目標：『第4の柱』活動をささえる仕組みを整えます



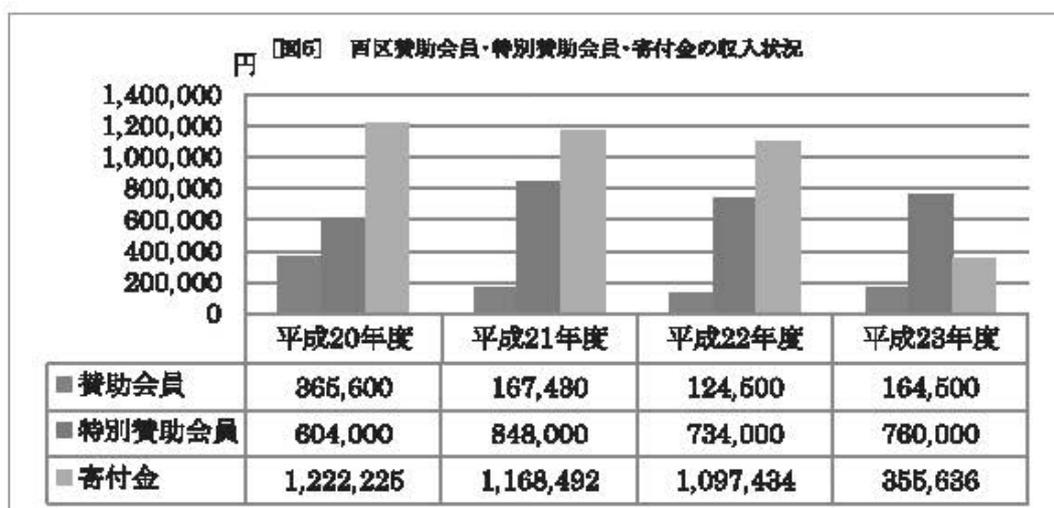
◇基本計画1 活動財源の確保に努めます

(到達点と課題)

事業、活動に欠かせない財源として、賛助会員^(※18)や特別賛助会員^(※19)、寄付金の募集拡大強化のため、地道に賛助会員の加入を依頼し、区社協ホームページや広報紙への掲載を含め理解を求めましたが、全体的には徐々に実績が減少しています。[図5]

赤い羽根共同募金会広島市支会では、地区社協への助成方法を見直し、募金実績に応じた助成方法に変更しました。

今後は、より区民に分かりやすい寄付の募集方法の検討と、地区社協組織の基盤につながる町内会加入の促進を広島市へ要望する必要があります。



◇基本計画2 事務局体制の整備・強化に努めます

(到達点と課題)

市社協においては、平成21年度に職員研修体系を作成し、それに沿って職員研修を実施しました。また、職員採用時や配属時は資格や経験等に配慮し、採用・配置したことから、職員の資質向上や事務局の福祉推進体制が強化できました。今後は非正規職員の正規職員化など、事務局体制の更なる充実強化が課題になっています。

◇基本計画3 組織構成を改善・整備し、効率的事業展開に努めます

(到達点と課題)

役員執行体制を強化するために、部会、委員会の活性化について検討することが課題として残りました。今後も活動を進める組織体制や事業展開のあり方について検討をする必要があります。

法人統合の検討では、市・区社協職員レベルの委員会を設置し、市・区社協の法人統合化について検討しましたが結論には至っていません。

また、指定管理者制度^(※20)への対応について、南観音老人福祉センター、草津老人いこいの家の管理運営については、地区社協などの他の団体が指定管理者となる方がふさわしい場合や、地域福祉活動の拠点として指定管理を受けるメリットがない場合は、指定管理の申請を行わないとする方針のもと、2つの施設について、平成22年度より指定管理申請を行わないこととしました。なお、区社協が事務所を置く区地域福祉センターは、引き続き指定管理者制度により管理運営を行います。



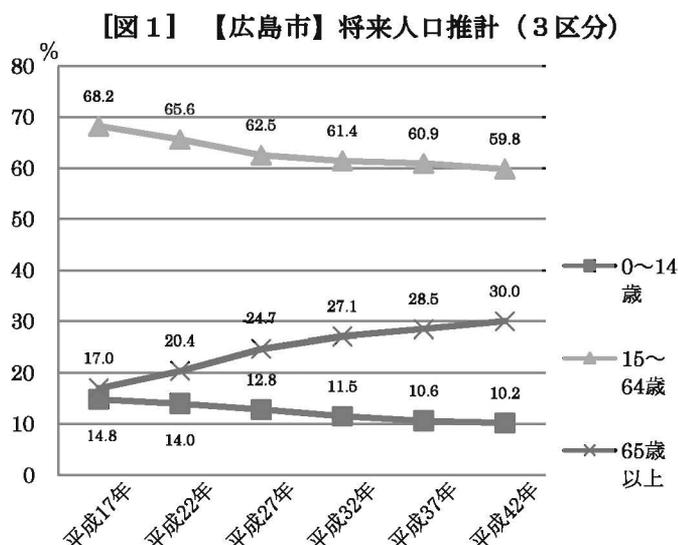
第1章 第6次 計画策定の背景

● 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

広島市では、急速な勢いで少子高齢化が進んでいます。

0～14歳の年少者人口比率も、平成22年には14.0%でしたが、平成27年には12.8%、平成42年には10.2%になると推計されています。

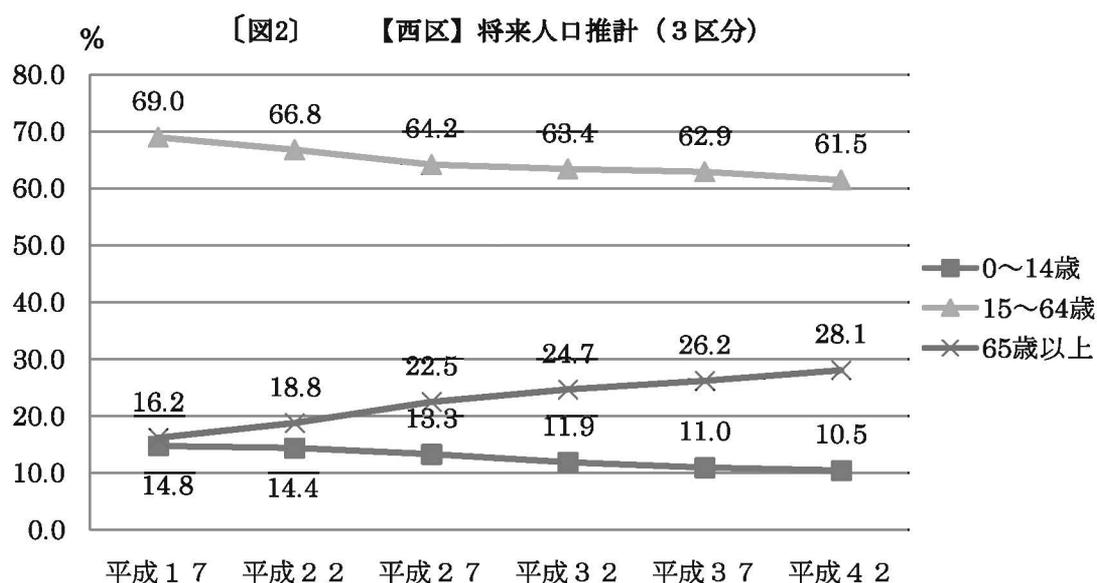
一方、65歳以上の高齢者人口比率は、平成22年には20.4%でしたが、平成27年には24.7%、平成42年には30.0%になると推計されています。[図1]



国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口
(平成20年12月推計) 市町村別男女5歳階級別データ

市域の中で、安佐南区に次いで年少者人口割合が高い西区においても、広島市と同様の傾向にあり、年少者人口割合は、平成17年には14.8%でしたが、平成22年には14.4%となり、平成27年には13.3%、平成42年には10.5%にまで減少すると推計されています。

また、65歳以上の高齢者人口割合は、平成17年度は16.2%でしたが、平成22年は18.8%、平成27年には22.5%、平成42年には28.1%となることが予測されています。[図2]

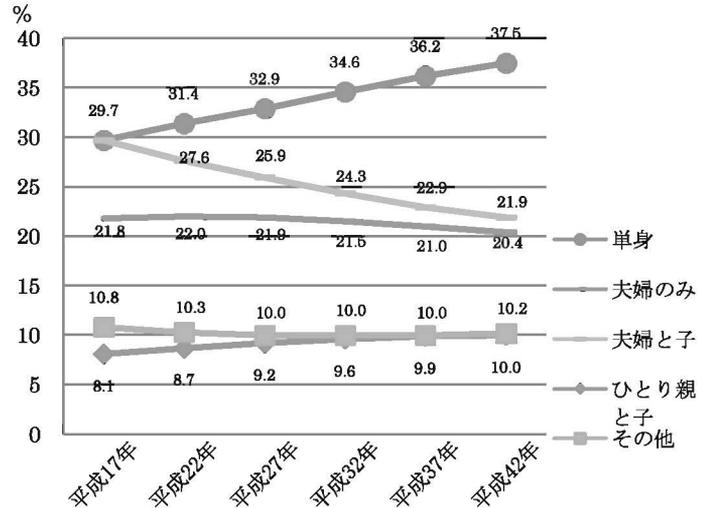


また、広島市の総人口は平成 24 年度以降減少すると推計されていますが、西区の総人口は平成 17 年度を 100 とした場合、37 年度までは、微増傾向にあり、平成 42 年度以降減少すると推計されています。(区の数値は資料編「統計資料」38 ページをご参照ください。)

● 進む家族の小規模化

広島県も少子高齢化と並行して、夫婦と子どもの世帯、3 世代同居などが減少しています。単身世帯の割合が平成 17 年には 29.7%、平成 22 年には 31.4% であり、平成 42 年には 37.5% にまで増加すると予測され、家族構成の小規模化がみられます。[図 3]

【図 3】 【広島県】 家族類型別一般世帯の推移

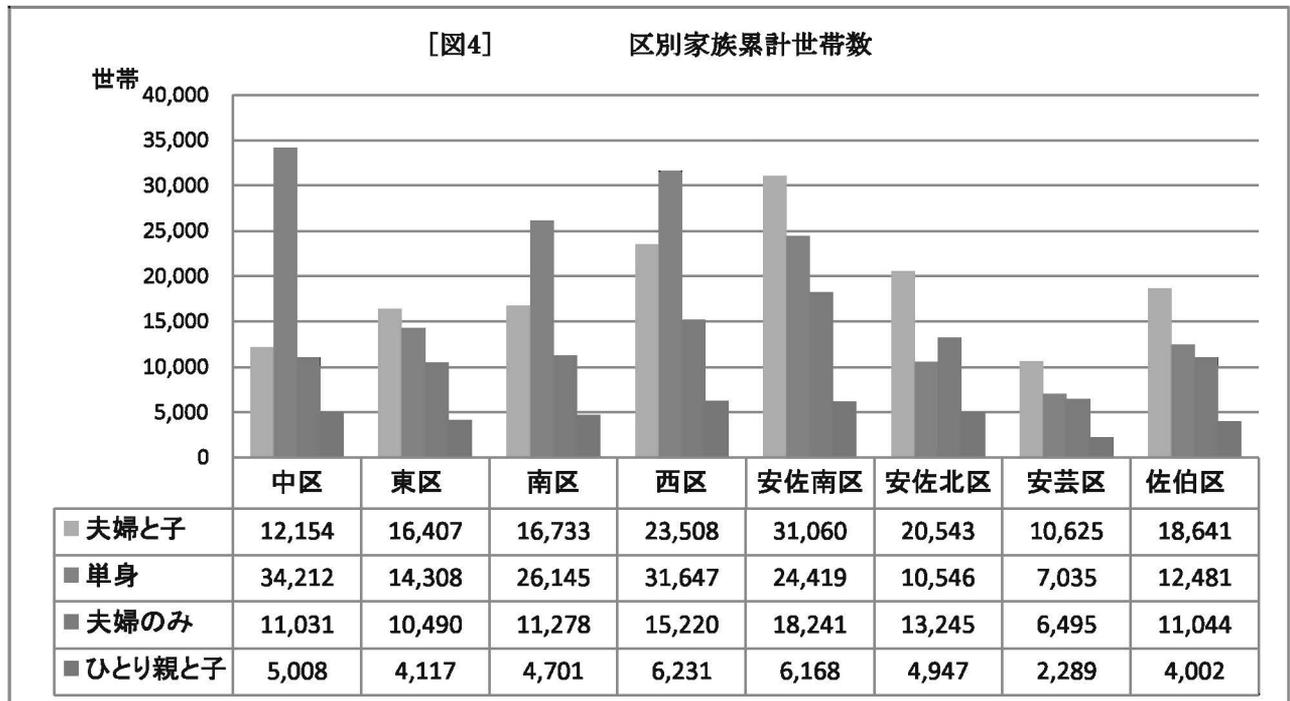


国立社会保障・人口問題研究所
日本の世帯数の将来推計(全国推計) 2008 年 3 月推計

広島市での単身世帯の割合は、平成 17 年には 29.5%、平成 22 年には 31.2% で、平成 42 年には 37.4% になると推計されています。

また、世帯主が 65 歳以上の高齢者世帯に限ってみると、単身世帯と夫婦のみの世帯が平成 22 年では、合わせて 63.7% で半数以上を占め、今後も単身世帯の増加が予測されています。

【図 4】 区別家族累計世帯数

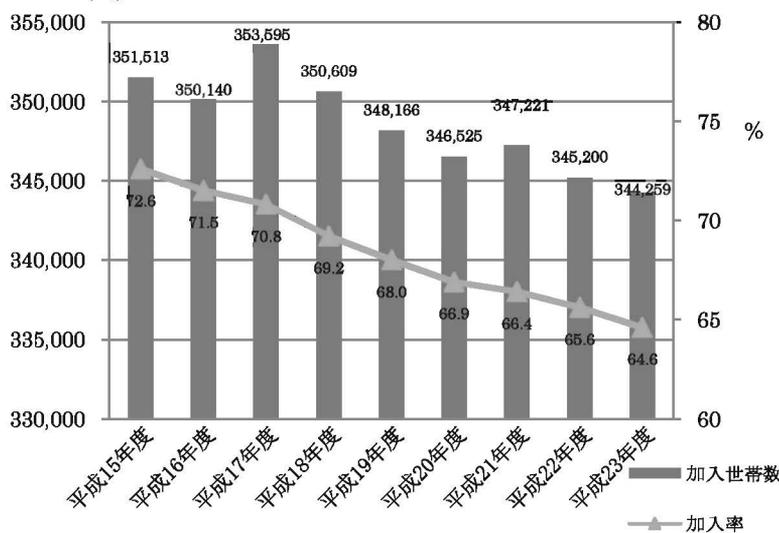


平成 22 年度の国勢調査では、西区は中区に次いで単身世帯が多く、31,647 世帯であり、単身世帯の割合は、39% と広島市の平均を上回っています。[図 4]

また、少子化や単身世帯の増加には、晩婚化や非婚（生涯結婚しない）化も直接的な要因になっています。これに関連し、一人の女性が一生の間に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、平成23年は1.39人で近年横ばい傾向ではあるものの、少子化の一因になっています。

● 町内会加入率の低下

【図5】 【広島市】 町内会・自治会加入世帯数と加入率の推移



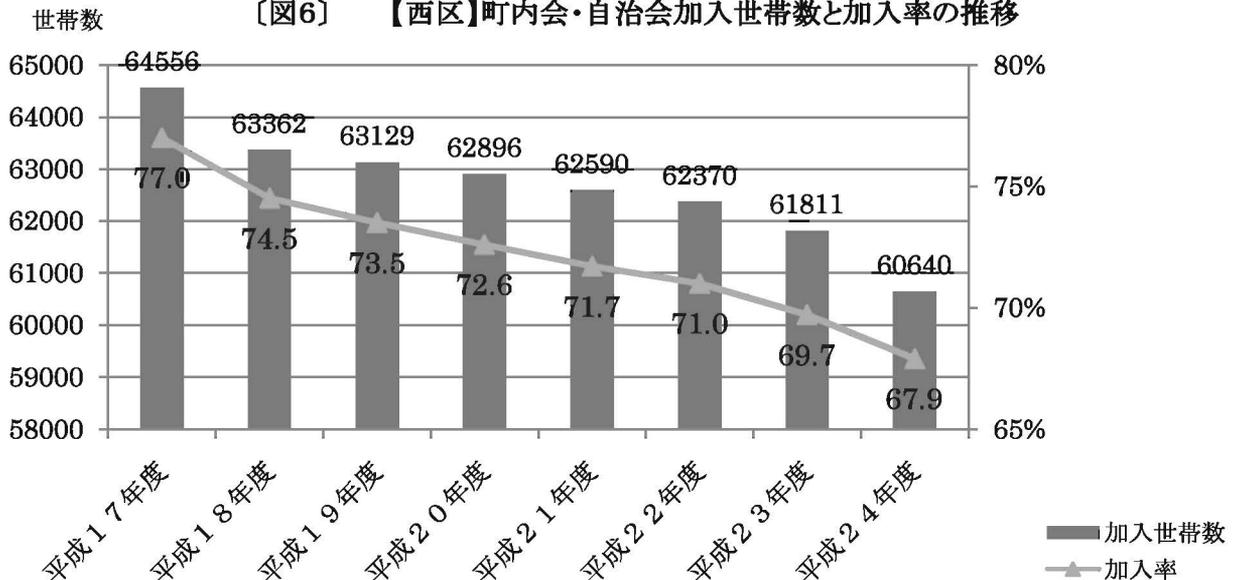
広島市では、町内会・自治会の加入率の低下が進んでいます。

平成17年度には35万3千世帯（70.8%）が加入していましたが、平成23年度は34万4千世帯（64.9%）と大幅に減少しています。〔図5〕

また、町内会・自治会加入率の低下に加え、地域コミュニティを形成している各種団体の加入者も減少しています。

広島市ホームページ

〔図6〕 【西区】町内会・自治会加入世帯数と加入率の推移



町内会・自治会加入世帯数と加入率の推移は、西区でも同様に減少傾向にあり、加入世帯数64,556世帯であった平成17年度から、平成24年度には約4,000世帯減少し、60,640世帯となっています。〔図6〕

● 生活困窮者の増加

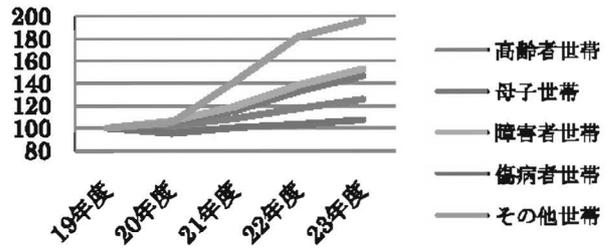
西区における生活保護の受給世帯は、平成11年度は2,313世帯でした。

平成20年秋のリーマンショック以降には多くの離職者が生まれ、平成21年度は2,633世帯と増加し、更に23年度においては、3,191世帯となっています。

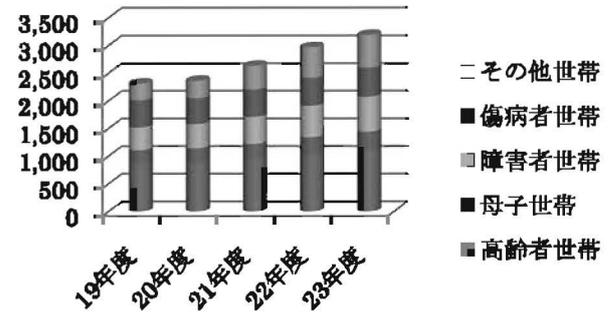
また、高齢者世帯も、生活保護の受給が増えています。「図7a」「図7b」

19年度を100とした世帯分類ごとの生活保護世帯数の推移

【図7a】



【図7b】



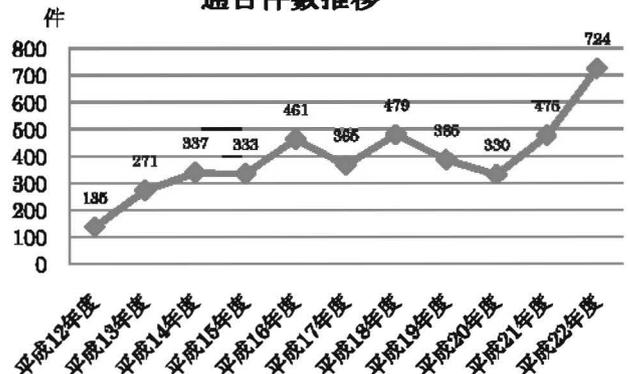
● 児童虐待の増加

このような状況の中で、広島市の児童虐待の通報件数は、平成20年度には一旦減少したものの、平成21年度からは増加に転じています。

【図8】

併せて、高齢者・障害者への虐待、DV^(※21)なども無視できない問題です。

【図8】 【広島市】児童虐待相談・通告件数推移

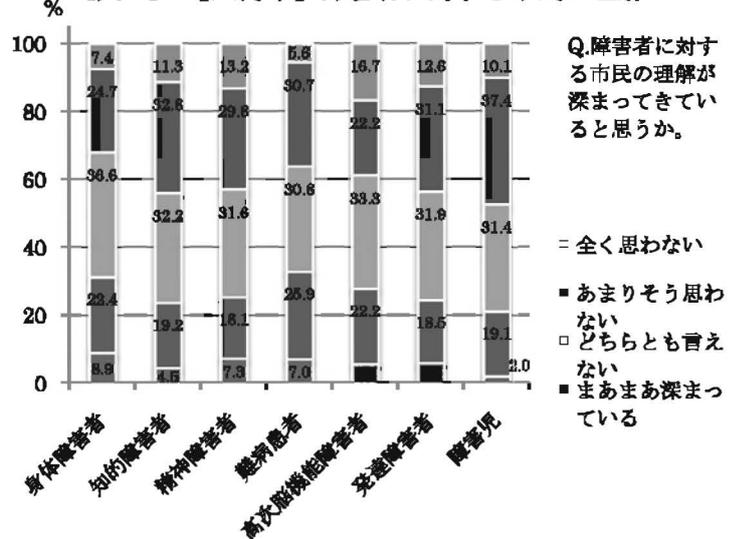


● 障害者に対する市民の理解

広島市における障害者に対する市民の理解が深まっているかという障害者理解については、障害者全体で5人に2人が「全く思わない」または「あまりそう思わない」と回答しています。発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者では、2～3人に1人が「全く思わない」または「あまりそう思わない」と回答しており障害や障害者についての更なる理解の促進が求められています。【図9】

広島市ホームページ 新たな障害者計画の策定に向けたアンケート調査

【図9】 【広島市】障害者に対する市民の理解



● ボランティアや市民活動への意識の高まり

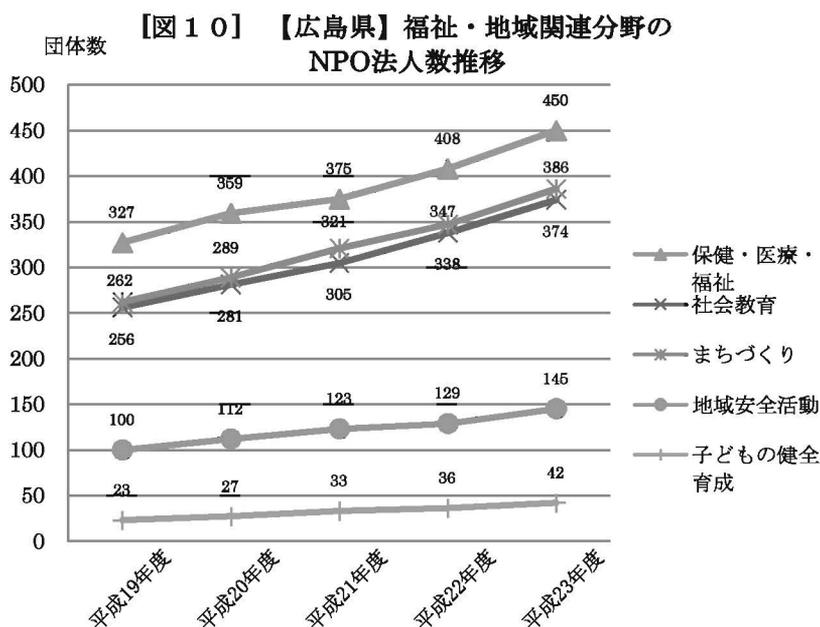
地域の共同体意識の低下が見られるなどの中でも、ボランティアや NPO（※22）活動、市民活動等への参加者数は年々増加してきています。平成 23 年度 国民生活選好度調査（調査対象：全国に居住する 15 歳から 80 歳未満の男女 4,000 人）ではボランティア活動、NPO 活動、市民活動等への参加経験者は 24.6%であり、4分の1の人が何らかの活動に参加したことがあるという結果が出ています。

また、同調査によると、これらの活動への参加に関する今後の意向については、「自ら参加したい」、「今後をもっと活動を増やしたい」と答えた割合は、平成 22 年度は 46.5%、平成 23 年度は 50.3%で増加しています。

区社協に登録しているボランティア数も、平成 20 年度 947 人だったのに対し、平成 23 年度には 1,688 人にまで増加しており、ボランティア活動への意識の高まりが伺えます。

さらに、各地（学）区社協のボランティアバンク登録者も増加傾向にあり、平成 23 年度には初めて 1,000 を人越え、1,131 人となりました。

また、社会の多様なニーズに応えた社会貢献活動を行う特定非営利活動法人（NPO 法人）の団体数は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり等に関する分野で大きな伸びを見せています。[図 10]



内閣府ホームページ
特定非営利活動法人の活動分野について（平成 24 年 9 月 30 日現在）
定款に記載された特定非営利活動の種類（複数回答）

東日本大震災等により、助け合いやボランティアへの関心が高まり、ボランティア数、NPO 法人数の増加が見られ、市民活動がより発展していくことが期待されます。

広島市でも家庭の相互扶助機能や地域社会の共同体意識の低下が見られ、人と人とのつながりが希薄化していることが考えられます。安定した生活を送る人がいる一方、社会関係の最小単位である家族・家庭そのものの崩壊や、低迷する経済情勢による雇用不安などにより、経済的・社会的な格差が広がってきており、複合的な生活課題を抱え、地域からの孤立を深める人が増えてきています。

また、人々の考え方が多様化し、公的制度やサービスを積極的に活用しようとする人がいる反面、使える制度やサービスがあっても使わず、生活の維持が困難となり、自身の健康や安全までも損なわれるというセルフネグレクト^(※23)に陥ってしまう人もいます。

これらの問題に対して、これまでの社会保障制度の枠組では十分対応できなくなってきました。特に、家族が抱える生活課題や地域社会での孤立といった問題の深刻化への対応は、行政機関の支援だけでは不十分で、民間の福祉団体・地域組織・ボランティアなど幅広い連携が必要です。幸いなことに、ボランティア活動をはじめ、地域活動に参加しようとする人は増加しており、地域でさまざまな取り組みが展開されています。

このような動きをすすめていくためには、行政機関をはじめ、専門機関・施設、地域組織、NPO 団体などのネットワークを形成し、協働体制を構築して、地域で問題の改善・解決を図る社協の役割がますます大きくなってきました。

そこで、区社協は、第5次計画の内容を継承しつつ、現在の情勢を反映し、つながりを意識した小地域福祉活動やボランティア活動、個別支援活動を推進し、社会的課題に向き合う計画として地域福祉推進第6次5か年計画を策定しました。



第2章 第6次 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念

地域で安心して暮らせるために、住民一人ひとりが主役となった
「ささえあいのまち」をつくること。

スローガン：「 みんなでつくる ささえあいのまち 」

2. 計画の基本目標

(1) 福祉のまちづくりをすすめます

地区社協を実施主体として取り組んできた「福祉のまちづくり事業」を継承し、行政・専門機関等との連携を強化し、地域の福祉力を高め、新たなつながりを形成しながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりを推進します。

(2) 福祉活動への住民参加をすすめます

さまざまな活動場面づくりと福祉教育により、社会全体の福祉への意識や関心高めるとともに、住民活動やボランティア活動を支援し、福祉活動への住民参加をすすめます。

(3) その人らしい暮らしを支援します

高齢者や障害者の権利擁護や社会参加の取り組みを継続し、住み慣れた地域で孤立することなく、その人らしい日常生活が送れるよう支援します。

(4) 住民の福祉ニーズ把握と課題解決の仕組みをつくります

行政、専門機関・団体、民生委員児童委員協議会、NPO 等と連携して、住民の福祉ニーズを把握・集約し、課題解決につなげる仕組み（場）づくりを行います。

(5) 活動を円滑に推進するための組織活動基盤づくりを図ります

市・区社協の人的・財政的等組織基盤の整備を図ります。

3. 計画の性格

(1) 区民や関係機関への「呼びかけ」としての計画

区民が自発的に活動に参加して、社会参加の促進を目指す計画であるとともに、区社協の方針を行政・関係機関へ示し、協働を促すための計画です。

(2) 区民による協働の取り組みを支援する計画

人、組織、団体など相互の「つながり」から生まれる支え合い活動やたすけあいの活動の推進を支援する計画です。

(3) 広島市の行政計画と連携・協働する計画

行政の「広島市地域福祉計画」(社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画)と連携・協働して地域福祉の推進を目指す計画です。また、「広島市高齢者施策推進プラン」^(※24)、「広島市新障害者基本計画」^(※25)、「広島市子ども施策総合計画」^(※26)等とも補完しあい、役割分担しながら地域課題の解決を目指します。

(4) 社会福祉協議会の「活動指針」となる計画

市・区・地区の社会福祉協議会の地域福祉の推進を図る方針や、発展・強化の道すじを長期的に明らかにする計画です。

4. 計画の期間

本計画は平成25年度～平成29年度(5か年)の実施期間とします。

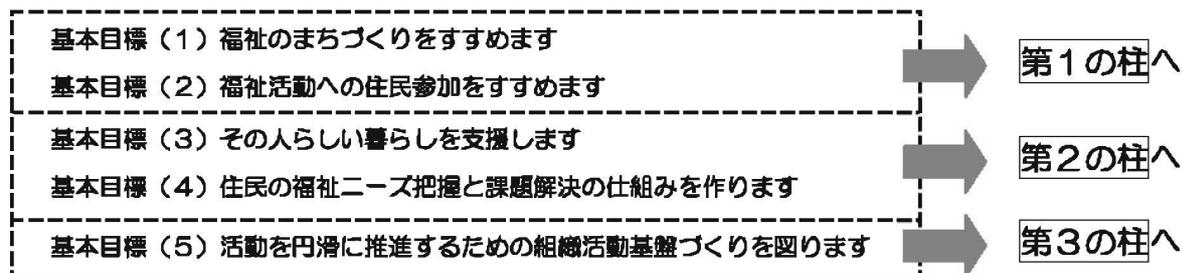
本計画の進行管理や情勢変化による新たな課題への対応のため、中間見直しを行います。

5. 計画の推進主体

広島市西区社会福祉協議会が中心となって、構成団体をはじめ、さまざまな機関・団体と協働しながら計画的に進めていきます。

6. 計画の構成

5つの基本目標をもとに、計画を大きく3つの柱で構成しました。



第1の柱 《つながる・たすけあう》 たすけあいのまちをつくろう

たすけあいのまちづくりをすすめるため、地域で人と人、組織、団体とのつながりや住民参加により福祉活動を充実していくことを目指す柱です。この柱は、小地域福祉活動やボランティア活動、福祉教育への取り組みを中心に構成しています。

第2の柱 《うけとめる・つなぐ》 一人ひとりの暮らしをささえよう

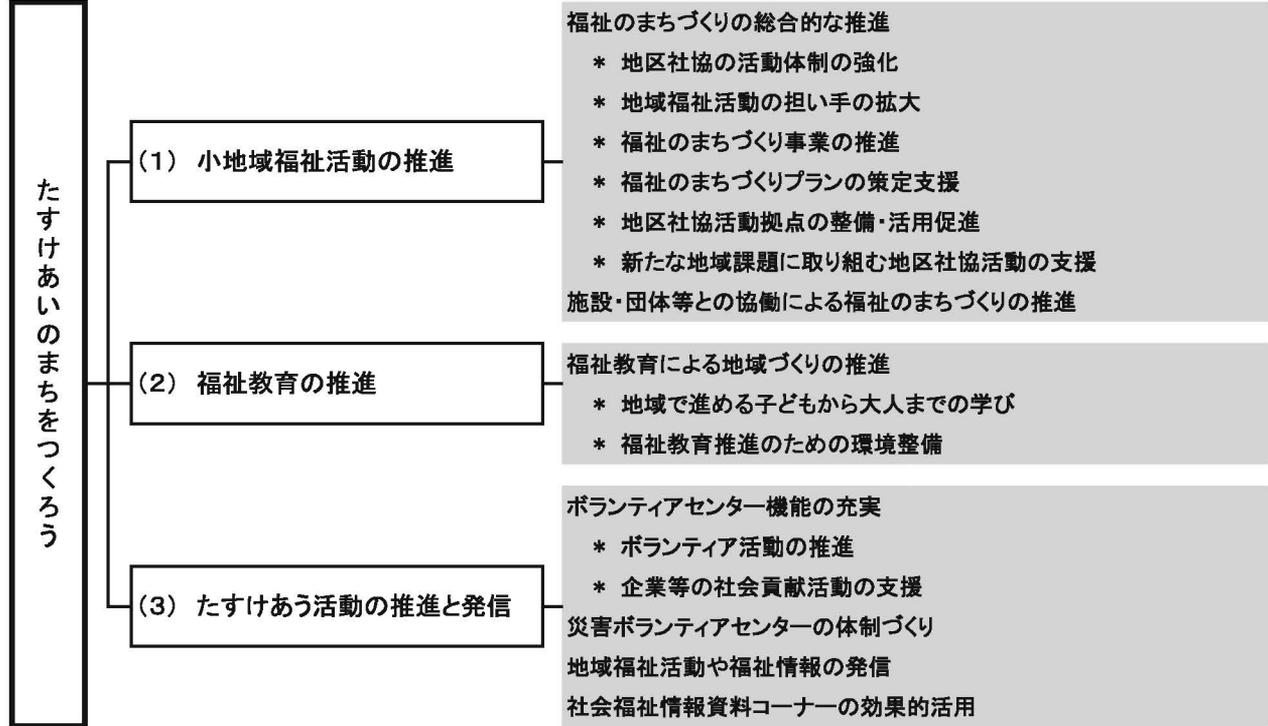
一人ひとりの暮らしをささえるため、関係機関・団体等と当事者、関係機関同士、当事者同士等を社協のネットワーク機能を活かしてつないでいくことにより、課題解決を目指す柱です。この柱は、相談機能や個別支援を通じた活動やつながりづくりのほか、新たな社会的課題への対応を中心に構成しています。

第3の柱 《あつめる・高める》 活動を進める体制を強化します

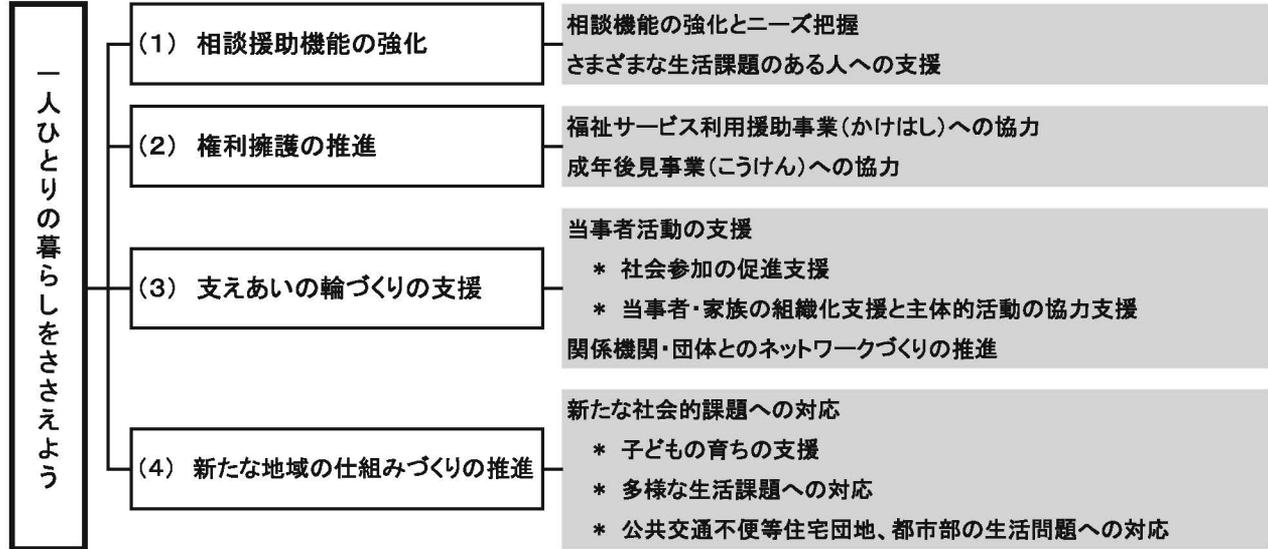
第1の柱、第2の柱にある活動を組織的に推進していくための、市・区社協の基盤づくりの強化を目指した柱です。この柱は、財源や人材の確保を中心に構成しています。

理念 地域で安心して暮らせるために、住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくること。
 (スローガン : みんなでつくる ささえあいのまち)

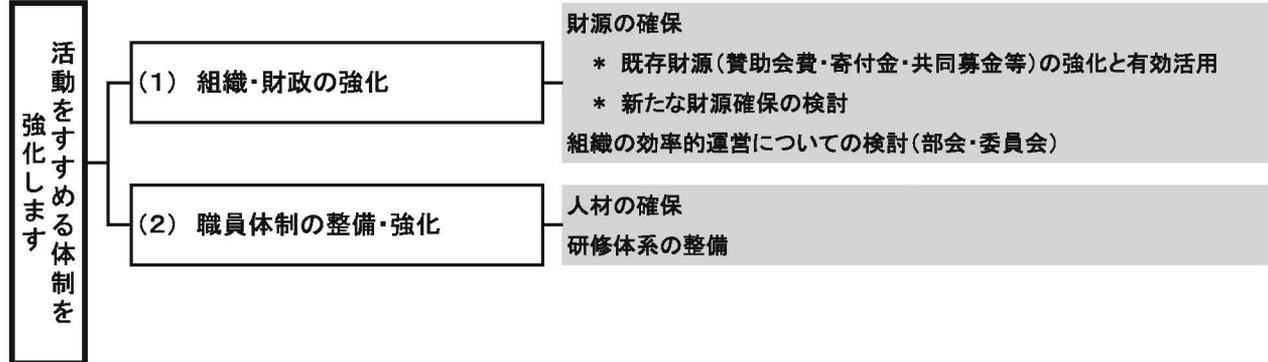
第1の柱 《つながる・たすけあう》



第2の柱 《うけとめる・つなぐ》



第3の柱 《あつめる・高める》



第3章 第6次 実施計画

第1の柱 『たすけあいのまちをつくろう』

■キーワード■ つながる・たすけあう

家族の小規模化や地域の各種団体の加入率の低下に見られる地域共同体意識の希薄化などから、家族や地域で助け合う力や地域でのつながりが弱くなり、地域で孤立してしまう人の増加が社会問題化しています。これに加え、収入の減少や失業等による生活困窮世帯の増加により、既存の制度やこれまでの地域での見守りでは解決が困難な、さまざまな生活課題を抱える人が増えてきています。

～ここでの『つながる』とは、たすけあいのまちをつくるために、地域での人と人、組織、団体とのつながりにより福祉活動を充実していくことを意味しています～

(これまでの区社協の取り組み／第5次計画の課題など)

● 小地域福祉活動

昭和62年から地域の実情に応じて「福祉のまちづくり事業^(※27)」に取り組み、新・福祉のまちづくり総合推進事業(近隣ミニネットワークづくり推進事業、ふれあい・いきいきサロン設置推進事業、地区ボランティアバンク活動推進事業)の3事業に総合的に取り組んできました。近隣ミニネットワークづくり推進事業では、個人情報保護法施行後、情報収集や関係者との情報共有、連携が難しいなど、3事業の連動による相乗効果が十分に発揮されないといった課題が残りました。

一方、福祉のまちづくりプラン策定や地区社協活動拠点の整備により、福祉のまちづくりが進んだ地区もありました。

● 福祉教育

平成元年から小中高等学校と併せて地区社協や福祉施設を指定する、総合指定方式^(※28)の福祉教育推進事業に取り組んできました。その後、平成18年度から3年間、新たな推進方策として「体験！発見！！ほっとけん！！やさしさ発見プログラム事業」をモデル事業として試行し、平成21年度から本格実施するに至りました。体験学習を中心としたプログラム型の福祉教育と、学校と地域を共に指定する総合指定方式の福祉教育、双方の良さを活かした福祉教育のすすめ方についての課題があります。

● ボランティア活動

近年の大規模災害等により、たすけあいの意識が高まり、福祉に関わるボランティアやNPO等の団体が増えています。区でボランティア養成講座やボランティア相談・調整等を行っており、多くのボランティアが登録・活動しています。地区ボランティアバンクにおいては、登録者は増えましたが相談(依頼)が入らないために活動につながらないなど、個別支援のコーディネートが難しい点や、また区ボランティアセンターと地区ボランティアバンクとの連携などにも課題が残りました。

…そこで、第6次5か年計画では、以下の視点で取り組みを進めます…

- 視点■ ◆ 小地域福祉活動の基盤づくりや取り組みの強化を進める
- ◆ 福祉教育の取り組みの内容充実を図る
- ◆ 福祉ニーズに対応するため、区民によるたすけあい活動を推進する
- ◆ 福祉サービスを必要とする多くの区民に福祉情報を届ける

第1の柱—(1)小地域福祉活動の推進

【目標】

- ・ たすけあいのまちをつくるため、市社協と連携し、地区社協の活動を支援します。
- ・ 地区社協の人材育成や体制整備を通して、継続的かつ安定的な地区社協の運営ができるよう支援します。
- ・ 地区社協による先駆的活動や開拓的な取り組みを支援し、地区社協活動の新たな展開を支援します。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
福祉のまちづくりの総合的な推進		
* 地区社協の活動体制の強化	市・区社協職員の役割を強化し、地区社協の実情の把握に努めます。 地区社協の実践機能、連絡調整機能、企画立案機能の強化を支援します。 また、地域課題に対応する活動など、活動推進のための研修会を市社協と開催します。	地区社協 民児協 区役所 (地域起こし推進課等) 地域包括支援センター NPO 福祉施設
* 地域福祉活動の担い手の拡大	地区社協における福祉委員の位置付けや役割を市社協と整理し、活動モデルづくりを行います。 また、地域福祉活動への新たな担い手の発掘や、参画の仕組みをボランティア活動推進委員会等で検討し提案していきます。	
* 福祉のまちづくり事業の推進	地区社協が実施主体となる福祉のまちづくり事業3事業(近隣ミニネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロン、地区ボランティアバンク)が相互に関連した取り組みになるような仕組みをつくりまします。 住民が福祉課題に気付き、福祉的な視点でまちづくりをすすめるための啓発活動やまちづくり3事業の情報共有の場づくりを行い、専門機関や団体等との連携による課題解決を目指しています。 近隣ミニネットワークづくり推進事業は、担い手・当事者の両面から全市的かつ重点的に取り組み、災害時要援護者避難支援事業と一体的な推進を関係機関等と連携し目指します。	
* 福祉のまちづくりプランの策定支援	福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、地区社協の福祉のまちづくりプランの策定を支援します。 未策定地区へは、地域の状況に応じた働きかけや策定の支援を行い、全ての地区社協でプラン策定を目指します。 策定済みの地区社協へは、プランに基づいた取り組みの支援や、2次プラン以降のプラン策定の支援を行います。	
* 地区社協活動拠点の整備・活用促進	活動拠点のない地区社協については、拠点の確保について行政機関等へ働きかけるなどし、拠点の設置をすすめます。 活動拠点のある地区社協では拠点機能の強化を支援します。	
(新) * <u>新たな地域課題に取り組む地区社協活動の支援</u>	福祉のまちづくり事業等から派生した地域課題に対応する先駆的活動や工夫した取り組みについて情報提供や地区社協相互の交流を行い活動の波及を図ります。	
施設・団体等との協働による福祉のまちづくりの推進	施設・団体の専門性を活かしつつ、地区社協と協働した活動ができるよう情報提供等を行います。	福祉施設

●区社協の役割

- ・ 区内の福祉ニーズや現状の把握
～地区社協の情報収集と課題の把握
～(新)地区社協ごとの情報シート
作成
- ・ 地区社協活動への支援
～会議等への参加・助言
～研修会の充実
～福祉のまちづくりプランの中間見直し、
2次プラン以降の策定の支援
～福祉のまちづくりプラン未策定地区へ
の働きかけ

●地区社協に期待されること

- ・ 福祉のまちづくり事業の実施
- ・ 福祉のまちづくりプランの策定と実施
- ・ 地区社協活動拠点の整備・運営
- ・ 地区レベルでの福祉課題の整理と
課題に対応する取り組みの実施
- ・ 施設や団体と協働した取り組みの実施

など

- ・ 区内専門機関、施設との協議、ネットワークづくり など

●市社協の役割

- ・ 小地域福祉活動の現状分析と今後の方向性の提示
～(新)各地区社協の情報シートの集約
～ 地域福祉推進委員、地区ボランティアバンクコーディネーターの役割の整理
～(新)福祉のまちづくりプランの進捗状況の確認や中間見直し方法、地区社協による
取り組み評価基準の作成
～(新)地区社協組織や福祉のまちづくり事業等に関する手引き及び地区社協で
活用できる映像資料等の作成
～地区社協活動拠点の事例集作成や機能拡充のための提案
～(新)地域における先駆的取り組みの情報収集と取り組みへの支援
- ・ 福祉のまちづくり事業の円滑推進のための行政・専門機関・施設等への協力要請
～近隣ミニネットワークづくり推進事業と災害時要援護者避難支援事業について広島市
担当課との連携
～拠点の確保について広島市担当課に働きかけ
～施設と地区社協の協働事例集(改訂版)の作成と施設部会等への情報提供による連携
- ・ 研修会の企画・実施 など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(区役所・福祉施設等)

- ・ 福祉のまちづくりプラン策定への参加
- ・ 地域と協働した取り組みの実施
- ・ 区社協・地区社協との情報交換、情報共有
- ・ 「地域福祉計画推進チーム」(*)会議への参加 など

第1の柱—(2)福祉教育の推進

【目標】

- ・ 子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習・体験の場づくりを推進し、区民の福祉理解と関心を高め、福祉活動への取り組みを促します。
- ・ 地域や教育機関との連携を強化し、より効果的に福祉教育を進めます。
- ・ 福祉活動体験学習のプログラムメニューを充実させ、幅広い年代や団体による取り組みを目指します。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
福祉教育による地域づくりの推進		
* 地域で進める 子どもから大人までの学び	<p>地域、学校、企業、団体等との連携により、「やさしさ発見プログラム事業」を活用した福祉教育を一層広めます。</p> <p>また、社協活動の全般を通じ、福祉について学び、たすけあいの心を育む働きかけを進めます。</p> <p>これらの取り組みを進めるため、市社協と効果的な学習プログラムメニューの開発づくりを進めます。</p>	学習サポーター 教育機関 企業 地区社協
* 福祉教育推進のための 環境整備	<p>福祉学習を進める福祉活動体験学習サポーターを発掘します。サポーター養成にあたっては、小地域ごとの育成を目指して進めます。</p> <p>子どもたちの福祉についての学びを充実させるため、市社協と共に保護者や教員向けの研修の機会を充実させます。また、福祉教育の推進方法をさらに充実させるため、新たな取り組みについても検討します。</p>	市社協 地区社協 教育機関 ボランティア活動推進委員会

●区社協の役割

- ・ 「やさしさ発見プログラム事業」の活用支援、PR
- ・ 福祉活動体験サポーターの発掘
- ・ 「ヤングボランティアスクール」の開催

など

●地区社協に期待されること

- ・ 「やさしさ発見プログラム事業」の活用
- ・ 地区社協での活動場面での受け入れ

など

●市社協の役割

- ・ 福祉教育推進体制の整備・促進
 - ～「やさしさ発見プログラム事業」を活用した福祉教育の充実
 - ～(新)福祉教育協力団体・施設の導入検討
 - ～福祉活動体験学習サポーターの養成と学習プログラムの協働開発
 - ～教員向け等研修の充実
 - ～教育委員会との連携

など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(学校・企業など)

- ・ 「やさしさ発見プログラム事業」の活用
- ・ 活動場面での受け入れ

など

第1の柱—(3) たすけあう活動の推進と発信

【目標】

- ・ ボランティアの活動の場を広げ、区民の福祉活動への参加を増やします。
- ・ ボランティアの育成やボランティアコーディネート機能の強化により、多様な福祉ニーズに対応します。
- ・ 災害時においては、区災害ボランティアセンターを関係機関・団体と協働で担える体制づくりを目指します。
- ・ 区民による地域福祉活動や福祉に関する情報を、さまざまな方法で、より多くの区民に届けます。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
ボランティアセンター機能の充実		
* ボランティア活動の推進	<p>多様な福祉ニーズに沿ってボランティアの育成をすすめるとともに、ボランティアがいきいきとできる活動できる場を、地区ボランティアバンクと連携し広げます。</p> <p>また、ボランティア活動を通して、さまざまな生活課題を持つ人たちが居場所を見つけられるような取り組みや、ボランティア活動者相互のつながりづくりを進めます。</p> <p>このため、人を育てる・人をつなぐ視点と力量を持つボランティアコーディネーターの育成を市社協と共に進めます。</p>	<p>地区社協 福祉施設 NPO 学校 医療機関</p>
* 企業等の社会貢献活動の支援	<p>市社協と連携し、それぞれの企業活動を活かした社会貢献活動ができるよう支援し、その活動を広く社会に情報提供し、活動の波及を図ります。</p>	<p>企業 労働組合</p>
災害ボランティアセンターの体制づくり	<p>区災害ボランティアセンターマニュアルに従って定期的にシミュレーションを行い、必要に応じてマニュアルの見直し作業を行います。</p> <p>また、災害時に備えて福祉施設・関係機関等との日常的な連携体制づくりに取り組みます。</p>	<p>地区社協 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議^(※2) 福祉施設</p>
地域福祉活動や福祉情報の発信	<p>より多くの区民に福祉情報が届くよう、多様な媒体を取り入れた情報発信を行います。</p> <p>社協の取り組みや先進的な事例、地域社会全体に関わる取り組みなどを、市社協と共に市民向け実践発表会等により積極的に発信します。</p>	<p>マスメディア</p>
社会福祉情報資料コーナーの機能の強化	<p>社会福祉情報資料コーナーの情報収集・提供機能のあり方について検討し、情報化の時代に即した効果的な活用を進めます。</p>	

●区社協の役割

- ・ 多様なニーズに沿ったボランティアの養成と活動の場の開拓
 - ・ 地区ボランティアバンクとの連携
 - ・ 区災害ボランティアセンターの体制づくり
 - ・ 社会福祉情報コーナーの機能強化
- など

●地区社協に期待されること

- ・ 地区ボランティアバンクの運営
 - ・ 区ボランティアセンターとの連携
- など

●市社協の役割

- ・ 区ボランティアセンターの機能強化
- ・ ボランティア活動の推進のための体制づくり
 - ～多様なニーズに沿ったボランティアの養成と活動の場の開拓(市域)
 - ～ボランティアのネットワークづくり(市域)
 - ～ボランティアコーディネーターの育成
 - ～災害ボランティアセンターの体制づくり(市域)
 - ～老人大学生がボランティア活動につながるような働きかけ
- ・ 情報発信機能の強化
 - ～(新)市民向け実践発表会の開催
- ・ (新)社会福祉情報センターのあり方の検討
- ・ NPOとの協働

など

●関係機関・団体等との連携・協働

(福祉施設等)

- ・ 災害時に備えた地域との連携
 - ・ ボランティア活動の場の提供
- など

第2の柱 『一人ひとりの暮らしをささえよう』

■キーワード■ うけとめる・つなぐ

急速な高齢化と在宅指向、知的障害者・精神障害者の地域生活への移行などにより、地域で暮らす要介護高齢者や障害者が増えています。

また、深刻な雇用情勢が続く中、離職等をきっかけにさまざまな生活困難を抱える世帯が増えており、そのような世帯では、健康面への不安や子どもの養育・進学問題など、課題が潜在化かつ複雑化し、地域から孤立する状況も見受けられます。これら生活課題の的確な把握に努め、ニーズに対応した支援をしていく必要があります。

～ここでの『つなぐ』とは、一人ひとりの暮らしをささえるために、関係機関・団体等と当事者、関係機関同士、当事者同士等を社協のネットワーク機能を活かして「つなぐ」ことを意味しています～

(これまでの区社協の取り組み／第5次計画の課題など)

● 相談機能・個別支援

総合相談や貸付相談などの相談事業を継続し、それぞれの課題の解決に努めてきました。しかし、相談に至る背景が複雑化する中、相談者の生活課題に対し、家族全体としての対応や、地域における個別的な生活支援につなげる対応までは十分にできていません。また他機関との連携の中からニーズを把握し、情報を共有するまでには至っていません。

深刻な生活課題を抱える世帯からの相談が増えており、公的支援をベースに社協の地域支援・個別支援を行うため、他機関とのネットワークによる課題解決が必要です。

● 権利擁護

福祉サービス利用援助事業(かけはし)や、平成23年10月から市社協では成年後見事業(こうけん)を実施し、日常的な金銭管理などで判断能力の不十分な方の生活を支えてきました。利用者が大幅に増加する中、成年後見制度に関わる弁護士会や司法書士会等との連携体制の強化や、生活支援員の人員確保・研修両面での充実が課題です。

● 関係機関・団体等とのネットワークづくり

今後は市社協と、より福祉ニーズの高い世帯や多様な生活課題への対応について、調査や研究を行い、ネットワークによる課題解決や、他機関・団体等との協働の場の提案と推進が課題です。

…そこで、第6次5か年計画では、以下の視点で取り組みを進めます…

- 視点■
 - ◆ 生活課題を抱えた人への個別支援体制の取り組みを強化する
 - ◆ 総合相談機能や日常生活支援への取り組みを強化する
 - ◆ 福祉サービス利用援助事業(かけはし)、成年後見事業(こうけん)を通じた支援を継続にする
 - ◆ 関係機関・団体等と協働したニーズ把握や課題解決を行う
 - ◆ 個別支援や新たな社会的課題への対応により、新たな仕組みづくりの検討・試行を行う

第2の柱—(1) 相談援助機能の強化

【目標】

- ・ 総合的な相談支援機能をより強化し、関係者と課題を共有しながら当事者の課題解決を個別的に支援します。
- ・ 様々な相談の積み上げから地域の課題を把握し、生活支援のための連携体制をつくります。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
相談機能の強化とニーズ把握	<p>さまざまな相談の受け皿としての心配ごと相談や在宅訪問相談、貸付相談、ボランティア相談などの機能を強化します。</p> <p>また、生活課題把握のため、関係機関との連携やアウトリーチ^(※30)に努めます。</p> <p>そうした社会に見られるニーズを社協全体でアセスメント(分析・評価)し、総合的に支援できる組織的な連携体制をつくります。</p>	区役所(厚生部) 民児協 地域包括支援センター等福祉関係団体 地区社協 その他専門機関
さまざまな生活課題のある人への支援	<p>社協の活動を活かして、当事者による課題解決を支援し、地域の関係機関・団体と積極的に連携しながら、ネットワークによる課題解決を進めます。</p> <p>個別支援の積み上げから導かれる地域課題の分析・把握を通し、関係機関と連携を図りながら、地域での取り組みにもつなげていける提案をしていきます。</p>	区役所(厚生部) 民児協 地域包括支援センター等福祉関係団体 地区社協 その他専門機関

●区社協の役割

- ・ 心配ごと相談、在宅訪問相談、貸付相談、ボランティア相談等、相談窓口の広報
- ・ 相談活動と課題の把握
- ・ (強化)関係機関との連携や訪問相談等によるニーズ把握と課題解決の支援
 など

●地区社協に期待されること

- ・ 地区社協の活動拠点を活用した相談受付
- ・ 区社協との連携
- ・ 地域での居場所づくりへの協力
 など

●市社協の役割●

- ・ 福祉ニーズの把握と連携体制の構築
 ～相談活動における困難事例の収集と生活課題の把握
 ～専門機関、関係団体等との連携体制の強化
 など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(福祉関係団体)

- ・ 当事者グループの運営
- ・ グループへの受け入れ
- ・ ネットワークのための情報提供と共有

(区役所・専門機関等)

- ・ 相談対応時の情報共有

第2の柱—(2) 権利擁護の推進

【目標】

- 一人ひとりの尊厳や自己決定が尊重され、地域で安心して生活するための支援体制づくりを進めます。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
福祉サービス利用援助事業 (かけはし)への協力	<p>関係機関や団体、住民向けに事業の広報啓発活動を行います。 また、事業のPRのための講演会や、利用者を支える地域関係者向けの理解・啓発活動を行います。</p> <p>区社協での事業展開等について市社協の調査・研究を共に行います。</p> <p>生活支援員の人員確保に努めます。</p>	地域包括支援センター等関係 福祉団体 区役所(厚生部等) 地区社協 民児協
成年後見事業(こうけん)への協力	<p>福祉サービス利用援助事業の生活支援員を対象にした市社協研修に協力し、後見支援員の養成に努めます。</p>	市役所(高齢福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課等) 成年後見推進団体(※31)

●区社協の役割

- 相談受付
- 福祉サービス利用援助事業への協力
- 利用者の見守り・支援体制づくり
- 生活支援員の人員確保

●地区社協に期待されること

- (新)利用者の見守り、支援への協力
など

●市社協の役割

- 事業の啓発活動
～講演会や研修会、広報の充実
- 福祉サービス利用援助事業(かけはし)・成年後見事業(こうけん)の推進体制の整備
～区社協や地域関係者、関係団体等との協力体制強化のための総合調整
～区社協での福祉サービス利用援助事業の展開についての調査・研究
～生活支援員・後見支援員の養成
～生活支援員の確保の方法について検討
～(新)後見制度推進団体ネットワークひろしまの連携
など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(福祉関係機関・団体)

- (新)利用者の見守り、支援への協力
- 成年後見制度の啓発
など

第2の柱—(3) 支えあいの輪づくりの支援

【目標】

- ・ 当事者やその家族が自らの課題に向き合い、解決していく力を高められるよう支援を行うとともに、当事者が安心して地域で生活ができるように、当事者と地域との相互理解・関係構築を目指します。
- ・ 地域の誰もが、自分のペースや生活環境に合わせて社会参加できるよう、地域と協働した場づくりや関係づくりを検討し推進します。
- ・ 機関・団体が、その特性を活かしつつ、生活課題解決に向けて協働できるネットワークづくりを進めます。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
当事者活動の支援		
* 社会参加の促進支援	社会的孤立にある人に、当事者活動やグループについての情報提供等を行い、生きがいや仲間づくりを支援し、社会参加につながる橋渡しを行います。	当事者グループ 作業所 NPO等
* 当事者・家族の組織化支援と主体的活動の協力支援	当事者や家族の活動や仲間づくり、組織化を側面的に支援し、主体的活動への協力支援を行います。 社協で行ってきた既存の行事のあり方について、当事者団体と協議し、方向性や役割を明確にします。	当事者グループ 作業所等
関係機関・団体とのネットワークづくりの推進	社協の連絡調整機能を活かし、さまざまな団体との協働の取り組みをすすめます。 子どもの問題や障害者の地域生活、一人暮らし高齢者の生活等、対象者や課題に応じた専門機関とのネットワークづくりを行います。 また、これらの課題に対応する会議へ積極的に参画します。	地域包括支援センター 障害者生活支援センター 行政機関 ボランティア活動推進機関 NPO等



●区社協の役割

- ・ 当事者活動やグループの情報収集と必要に応じた情報提供
- ・ 当事者の行事や活動への支援
- ・ 既存行事のあり方の協議と社協の役割の明確化
- ・ 障害者自立支援協議会への参加
- ・ 社会的孤立状態にある人の地域での居場所づくりなど

●地区社協に期待されること

- ・ 相談受付
- ・ 区社協との連携
- ・ 地域での居場所づくりへの協力など

●市社協の役割

- ・ (新)社会的孤立にある人の社会参加の促進支援
- ・ 課題解決に向けたさまざまな機関・団体とのネットワークづくり
～(新)要保護児童対策地域協議会(※32)等の関係者会議への参画の調整
～当事者組織・家族会等との連携・活動支援

など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(福祉関係団体)

- ・ 当事者グループの運営
- ・ グループへの受け入れ

(専門機関)

- ・ 情報交換・情報共有



第2の柱—(4) 新たな地域の仕組みづくりの推進

【目標】

- ・ 地域が抱える問題の調査・研究を通して、新たな課題に対応すべき事業の計画・提案を行います。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
(新) 新たな社会的課題への対応		
* 子どもの育ちの支援	地域の中で子どもの健全な発達を支援していくため、子育てサロンや放課後児童の学習支援など、地域の実情に応じた取り組みをすすめていきます。	地区社協 保育園 区役所(厚生部)福祉施設 教育機関
* 多様な生活課題への対応	多様な生活課題を持つ人への支援として、社協としてどのような取り組みが可能か、関係団体等から新たな地域課題の情報収集等を行い、地域の実情に応じた支援をしていきます。	区役所(厚生部等) 福祉施設 NPO
* 公共交通不便等住宅団地、都市部の生活問題への対応	公共交通不便等住宅団地の抱える生活問題や交通問題、都市中心部で顕著になってきた高齢者問題の情報収集を行い、地区社協で取り組める移動支援や日常生活支援についての提案や他機関との連携をすすめます。	地区社協 バス・タクシー会 社 生協 区役所(地域起 こし推進課等) 福祉施設

新たな社会的課題への対応……

分野を横断して取り組むべき課題や新たな社会的課題に対応していくため、市社協の課題別の委員会による調査・研究及び関係者向け研修会へ参画します。

また、社会的課題に対応し、地域の特性に応じた先駆的な取り組みを支援し、普遍化できる取り組みについては事業化を検討します。

●区社協の役割

- ・ 新たな地域課題の情報収集
- ・ 課題別・テーマ別検討委員会への参画
など

●地区社協に期待されること

- ・ 課題別・テーマ別検討委員会への参画
- ・ 情報収集やヒアリングへの協力
など

●市社協の役割

- ・ (新) 関係団体へのヒアリング等の情報収集
- ・ (新) 課題別・テーマ別検討委員会の設置
- ・ (新) 課題別・テーマ別の研修会の実施
- ・ (新) モデル事業の実施、事業化による新たな仕組みづくり
など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(福祉施設・団体等)

- ・ 調査・研究の際の情報交換等

など

第3の柱 『活動をすすめる体制を強化します』

■キーワード■ あつめる・高める

(これまでの区社協の取り組み／第5次計画の課題など)

● 財源確保

区社協の賛助会員や特別賛助会員、寄付金、共同募金等の実績の減少などにより、社協の財政運営は厳しい状況におかれています。既存事業の継続も危ぶまれており、社協運営は厳しい財政状況におかれています。

● 職員体制

地域課題の情報収集や分析、事業の企画・提案、相談対応等、社協に期待される役割は増大しています。相談に応じる総合相談員やボランティアコーディネーターも非正規職員です。潜在化する生活課題が広がる中、訪問相談などできる体制も不十分で、多様化する福祉課題に対応するための体制づくりが急務です。

● 研修体制

職員の増加が厳しい現状にあるからこそ、職員一人ひとりの知識・技術を高めていく必要があり、時代に即した研修体系とそれに基づく研修の強化が必要です。

…そこで、第6次5か年計画では、以下の視点で取り組みを進めます…

■視点■ ◆ 財源の確保や人材育成により、活動の基盤を整える



第3の柱－(1) 組織・財政の強化

【目標】

- ・ 財源の使途や活動効果をより一層明確にし、区民への理解が得られやすい財源確保の方法を検討し、推進していきます。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
財源の確保		
<p>既存財源(賛助会費・寄付金・共同募金等)の強化と有効活用</p>	<p>賛助会費、寄付金、共同募金の納入方法の選択肢を増やし、区域以外の方でも協力しやすい方法にします。</p> <p>浄財の使途や実績、効果などをインターネットや広報紙に具体的に掲載し、募集とPRを行います。また、寄附者への感謝の気持ちが伝わる形を推進します。</p> <p>常にコストを意識し、経費削減や事業の見直しを行い、既存財源の有効活用に努めます。</p>	
<p>組織の効率的運営についての検討</p>	<p>区社協の効率的な組織運営や有効な連携のあり方について、部会、委員会で検討を進めます。</p>	

●区社協の役割

- ・ 財源確保策の検討と対応
～財源の使途説明や協力依頼などの広報活動
- ・ 効率的な組織運営について部会、委員会での検討

など

●市社協の役割

- ・ 財源確保策の検討と対応
～財源の使途説明や協力依頼(納入方法の種類拡大等)などの広報活動
～会員標章の検討
～福祉関連書籍の販売や売店経営など収益事業の検討と分析

- ・ 効率的な組織運営についての検討

など

第3の柱－(2) 職員体制の整備・強化

【目標】

- 全職員が福祉の専門職としての自覚を持ち、地域の福祉課題解決に向けた支援ができる基本的・専門的知識を高めることを目指します。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
人材の確保	<p>市社協の調整により、福祉サービス利用援助事業の利用者の増加に見合う専門員、後見専門員配置、福祉ニーズに的確に対応できる職員体制を整えます。</p> <p>市社協の調整により、地域支援の役割を担うコミュニティソーシャルワーカー^(※33)の位置付けを整理し、導入の検討を行います。 総合相談員(トータルコーディネーター)やボランティアコーディネーターなどの役割の整理を市社協と行い、福祉ニーズに的確に対応できる体制を整えます。</p> <p>本計画推進のため、職員の業務量を把握し、市社協と適正配置に努めます。</p>	市役所 (健康福祉企画課)
研修体系の整備	市社協研修体系の整備により、職員の資質向上・人材育成を行います。	

●市社協の役割

- 嘱託職員の正規職員化などの職員体制の整備
 - 総合相談員(トータルコーディネーター)やボランティアコーディネーター等の役割の整理
 - 個別研修計画の作成
 - 職員のスキルアップを図る研修の立案と実施
- など



用語の説明

1 ページ

- (※1) **協働**：同じ目的のために力をあわせるという意味で用いられ、課題に対する共感と行為に対する主体性を前提としている。「共同」はふたり以上の人と一緒にすることをいい、「協同」は協力して同じ活動をする事。
- (※2) **生活福祉資金貸付制度**：低所得者・高齢者・障害者世帯に対し、資金の貸付と併行して民生委員による相談援助活動を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことができることを目的とした貸付制度。（実施主体は県社協、窓口は各区社協。[要保護世帯向け長期生活支援資金は各区役所厚生部生活課が窓口]

2 ページ

- (※3) **広島市地域福祉計画**：社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画で、地域福祉を推進するための理念や支援方策を示す計画。また、広島市基本構想に基づき策定する広島市基本計画の地域福祉に関する部門計画と位置付けている。
- (※4) 「**ふれあい・いきいきサロン設置推進事業**」：高齢者や障害者、児童等要援護者の地域参加・ふれあいを高める活動として、地区社協域や町内会・自治会域でのサロンの立ち上げ支援と連絡調整を行う『地域住民のふれあいの場づくり』。
- (※5) 「**災害時要援護者避難支援事業**」：災害時に避難支援が必要な人(要援護者)を事前に把握するとともに、一人ひとりについて、連絡体制、避難場所、避難方法などを整理した「避難支援プラン」を作成し、災害時に地域で助け合いながら要援護者の避難を支援するもの。近隣の人等が避難支援者になって、災害時に要援護者の避難誘導などの支援を行う。
- (※6) **近隣ミニネットワークづくり推進事業**：高齢者や障害者、児童等で社会的・地域的な援助を必要としている人たちへの近隣住民による見守りと、具体的支援活動と関係機関・団体によるネットワークづくりを行う『小地域における見守り・支え合い活動』。
- (※7) **地区ボランティアバンク（活動推進事業）**：高齢者や障害者、児童等要援護者への支援・交流活動を推進するため、福祉意識の啓発、住民ニーズの把握と活動場面の開拓、並びに担い手の発掘・養成・登録・活動調整等を行う『地域住民の参加・支え合い活動』
- (※8) **福祉のまちづくりプラン策定事業**：地区（学区）社協の地域の特性を踏まえ、自分たちの地域の住民が安心して暮らしていける福祉のまちづくりを、総合的・計画的に進める、概ね 5 年を期間とする「福祉のまちづくりプラン（小地域活動計画）」

3 ページ

- (※9) **民生委員・児童委員**：民生委員は、生活に困っている方、障害のある方、児童、高齢者、ひとり親家庭などで、いろいろな悩みをもっている方々の相談相手となり、また地域住民と関係行政機関とを結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努める奉仕者で、児童委員も兼ねている。民生委員には担当区域をもつ地区担当の民生委員と児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいる。西区には、約 310 名の民生委員・児童委員が活動し、また、任意の組織として、大芝、三篠、天満、福島、観音、南観音、己斐、己斐上、古田、庚午、草津、井口、井口台の民生委員児童委員協議会も組織されている。

4ページ

- (※10) **地域包括支援センター**：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域での生活を総合的に支援する機関として、広島市が委託した社会福祉法人や医療法人等が運営。専門の職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）が、介護予防をはじめ、介護や保健・医療・福祉等、さまざまな相談に応じる。西区内域は、中広、観音、己斐・己斐上、古田、庚午、井口台・井口の6カ所。
- (※11) **福祉サービス利用援助事業（かけはし）**：認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人とサービス提供の契約を結び、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援、通帳等の預かりや相談を行う事業。広島県下の社会福祉協議会では、「かけはし」の愛称を使っている。
- (※12) **生活支援員**：福祉サービス利用援助事業の実施にあたり、契約・支援計画に基づき利用者を定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れを支援する。区社協会長の推薦により市社協会長が委嘱する。
- (※13) **総合相談員（トータルコーディネーター）**：「心配ごと相談所事業」、「在宅訪問相談援助事業」を一体化し、ニーズの把握を通じた適切な支援活動や福祉サービス利用援助事業の専門員の補助的活動を担うことを目的に配置された専門の職員
- (※14) **成年後見事業（こうけん）**：認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の財産管理やサービスの契約などの身上監護を支援する制度。家庭裁判所の選任した後見人等（個人）が支援にあたるが、法人団体が後見を行う場合もある。広島市社協では、平成23年度から法人としての成年後見事業に着手、福祉サービス利用援助事業の利用者であった方で、被成年後見となられた方を対象に、後見人を受任し、支援を行う。この事業の愛称を「こうけん」としている。

5ページ

- (※15) **障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業**：単独での外出が困難な肢体不自由者（児）・視覚障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）の社会参加活動の際、社会参加支援ガイドヘルパーを派遣して付き添い介助を行う事業で、障害者総合支援法（障害者自立支援法）上の移動支援事業として位置付けられた広島市からの委託事業。（窓口は各区社協。視覚障害者（児）を除いては利用者が自らの介助を行うガイドヘルパーとあらかじめ登録して利用する。）
- (※16) **やさしさ発見プログラム事業**：「体験！発見！！ほっとけん！！やさしさ発見プログラム事業」。さまざまな人が福祉を学び、体験・共感する機会を創ること、福祉やボランティアの情報やニーズを市民に広め、行動を喚起する取り組みの一つ。学校・地域・企業・団体等を対象として福祉活動体験学習を、福祉活動体験学習サポーター（講師・学習協力者）の協力を得て実施する。

6ページ

- (※17) **住民参加型在宅サービス団体**：「自分たちの住むまちを自分たちの手で 住み続けられるようにしたい」という理念に基づき、在宅サービスの利用者・提供者ともに会員として加入する会員制で非営利の団体。無償のサービス提供では利用者側が遠慮や気詰まりなど心の負担を抱きがちなことから、金銭を介在させた有償サービスを提供。

7ページ

(※18) **賛助会員**：西区社協では、個人を対象として、地域におけるたすけあいや支え合いを通じて、誰もが安心して充実した生活が送れる地域社会づくりを目指して、地域に根ざした福祉コミュニティづくりを進める財源としている。一口2,000円。

(※19) **特別賛助会員**：西区社協では、企業・団体を対象として、地域におけるたすけあいや支え合いを通じて、誰もが安心して充実した生活が送れる地域社会づくりを目指して、地域に根ざした福祉コミュニティづくりを進める財源としている。一口5,000円。

8ページ

(※20) **指定管理者制度**：地方自治法の一部改正により、自治体がこれまで直営か自治体出資団体等（公社・事業団など）が行っていた「公の施設」（福祉施設や病院、図書館、市民会館、保育所、公園など住民福祉を増進するための施設）の施設管理について、従来の公共団体などに加えて、民間事業者やNPOの参入を可能にするもの。原則的に複数の公募から選ばれることになっている。

12ページ

(※21) **DV**：ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）の略、直訳は「家庭内暴力」の意味だが、子が親に振るう暴力「家庭内暴力」と区別して「配偶者・恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力を指す。平成13年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者からの暴力」と限定して使われている。DVには、①身体的暴力②心理的暴力③性的暴力④経済的暴力⑤社会的暴力がある。

13ページ

(※22) **NPO**：Nonprofit Organization の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

14ページ

(※23) **セルフネグレクト**：(self neglect)：成人が通常的生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なうこと。自己放任。

16ページ

(※24) **広島市高齢者施策推進プラン**：高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、高齢者に関する各種施策の基本方針と介護保険事業運営の基本となる各種サービスの見込み量等を3年ごとに定める計画。（平成24年度～平成26年度）

(※25) **広島市新障害者基本計画**：平成19年策定された計画が、平成24年度で計画期間の終期を迎えるため、引き続き障害者施策を総合的に推進していくため、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする策定の作業中。

(※26) **広島市子ども施策総合計画**：第5次広島市基本計画の部門計画として、平成21年度に計画期間が満了することから、新たな計画を策定。（平成22年度～平成26年度）

19ページ

(※27) **福祉のまちづくり事業**：昭和62年度に広島市社協が提唱。以後、事業内容の充実と実施事業の見直しを図りながら要綱の改正を行ってきた。平成20年度からは「新・福祉のまちづくり総合推進事業」としての3事業の総合的展開に加え、「地区社協活動拠点整備事業」、「福祉のまちづくりプラン策定事業」にも順次取組みを広げていくことを目指してきた。平成25年度以降は3事業をより一層連動させて推進していくことを目指している。

(※28) **総合指定方式**：小・中・高等学校の福祉教育推進校と合わせて地域（地区社協）や福祉施設を指定するもの。指定期間は3年間で、「次世代を担う子どもたちに福祉の心を」をスローガンに、“地域に根ざす福祉教育”を目指し、各区社協との協働事業として取り組んだ。平成元年から平成18年度までに、小学校77、中学校30、高等学校17、地区社協92、福祉施設30を指定した。

23ページ

(※29) **広島市災害ボランティア活動連絡調整会議**：災害時において、個人・団体等によりボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協、民児協、NPOセンター、行政機関等の団体が連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備とネットワークづくりを図る組織で、25の構成団体からなる。

26ページ

(※30) **アウトリーチ**：利用者の来訪を待つのではなく、専門職が積極的に地域に出向き、ニーズを掘り起こし（ケース発見）や情報提供、サービス提供、地域づくりを実施する支援の方法。

27ページ

(※31) **後見制度推進団体ネットワークひろしま**：上記※5の団体の中で、横断的にネットワークを組みながら、制度利用の課題解決に向けた職能組織。

29ページ

(※32) **要保護児童対策地域協議会**：児童福祉法に基づき、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見及び適切な保護または支援を図るために設置された組織。広島市では平成20年7月に設置。医師会・弁護士会・国や地方公共団体・民児協及び学校等の団体の代表者で構成される代表者会議や区を単位として設置される実務者会議、個別ケース会議がある。

33ページ

(※33) **コミュニティソーシャルワーカー**：地域の課題やニーズを発見し、受け止め、関係者と課題を共有し、地域自立生活支援を基本に地域の資源（情報・人・場所等）をつないで〈個別支援〉を行うとともに、地域の福祉力を高めるための〈地域支援〉を総合的に推進していく中心的役割を担う専門職員。

統 計 資 料

広島市・区の将来人口推計(3区分)

(広島市)

広島市	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	1,154,391	1,159,244	1,153,023	1,136,931	1,112,223	1,080,370	1,041,721
総人口指数	100.0	100.4	99.9	98.5	96.3	93.6	90.2
0～14歳	14.8	14.0	12.8	11.5	10.6	10.2	10.0
15～64歳	68.2	65.6	62.5	61.4	60.9	59.8	57.8
65歳以上	17.0	20.4	24.7	27.1	28.5	30.0	32.2
75歳以上人口割合(%)	7.6	9.4	11.1	13.6	17.0	18.4	19.0

(広島市8区)

中区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	127,763	125,663	122,844	119,211	114,824	109,700	103,832
総人口指数	100.0	98.4	96.1	93.3	89.9	85.9	81.3
年少人口割合(%)	10.6	9.9	9.2	8.2	7.5	7.2	6.9
生産年齢人口割合(%)	70.0	67.9	64.7	63.5	62.7	61.4	59.2
老年人口割合(%)	19.4	22.1	26.1	28.3	29.8	31.4	33.9
75歳以上人口割合(%)	9.2	11.0	12.5	14.5	17.6	19.2	20.0

東区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	121,222	118,453	115,010	110,572	105,462	99,900	93,862
総人口指数	100.0	97.7	94.9	91.2	87.0	82.4	77.4
年少人口割合(%)	15.4	14.1	12.5	11.1	10.1	9.7	9.5
生産年齢人口割合(%)	66.8	64.1	61.1	59.6	58.5	56.5	54.2
老年人口割合(%)	17.8	21.8	26.4	29.3	31.4	33.8	36.3
75歳以上人口割合(%)	8.0	10.2	12.4	15.3	19.0	20.8	22.0

南区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	137,874	138,545	137,846	136,045	133,316	129,795	125,416
総人口指数	100.0	100.5	100.0	98.7	96.7	94.1	91.0
年少人口割合(%)	13.5	12.8	11.7	10.6	9.8	9.4	9.2
生産年齢人口割合(%)	68.1	66.3	63.9	63.5	63.2	62.1	60.1
老年人口割合(%)	18.4	20.9	24.3	25.9	27.0	28.4	30.7
75歳以上人口割合(%)	8.5	10.1	11.4	13.2	15.8	16.8	17.3

西区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	184,795	187,684	188,287	187,263	184,857	181,240	176,320
総人口指数	100.0	101.6	101.9	101.3	100.0	98.1	95.4
年少人口割合(%)	14.8	14.4	13.3	11.9	11.0	10.5	10.2
生産年齢人口割合(%)	69.0	66.8	64.2	63.4	62.9	61.5	59.3
老年人口割合(%)	16.2	18.8	22.5	24.7	26.2	28.1	30.6
75歳以上人口割合(%)	7.3	8.9	10.3	12.2	15.0	16.5	17.2

安佐南区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	219,343	230,521	238,095	243,519	246,894	248,602	248,911
総人口指数	100.0	105.1	108.5	111.0	112.6	113.3	113.5
年少人口割合(%)	17.4	17.4	16.2	14.7	13.7	13.2	13.0
生産年齢人口割合(%)	68.5	65.5	63.2	63.3	63.7	63.2	61.2
老年人口割合(%)	14.2	17.1	20.6	22.0	22.7	23.6	25.9
75歳以上人口割合(%)	5.9	7.2	8.9	11.1	13.6	14.2	14.2

安佐北区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	152,716	148,402	143,348	137,038	129,596	121,224	112,069
総人口指数	100.0	97.2	93.9	89.7	84.9	79.4	73.4
年少人口割合(%)	14.5	12.9	11.1	9.8	9.0	8.6	8.4
生産年齢人口割合(%)	66.8	63.2	58.4	55.6	54.0	52.9	51.6
老年人口割合(%)	18.7	24.0	30.5	34.7	37.0	38.5	40.1
75歳以上人口割合(%)	8.3	10.5	13.0	17.0	22.4	25.2	26.0

安芸区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	76,656	77,175	76,902	75,852	74,159	72,014	69,522
総人口指数	100.0	100.7	100.3	99.0	96.7	93.9	90.7
年少人口割合(%)	15.7	14.8	13.3	12.0	11.1	10.7	10.6
生産年齢人口割合(%)	67.2	64.5	61.6	61.2	61.2	60.1	58.0
老年人口割合(%)	17.1	20.8	25.0	26.9	27.7	29.1	31.4
75歳以上人口割合(%)	7.2	9.0	11.2	14.0	17.1	18.1	18.1

佐伯区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	134,022	132,800	130,692	127,431	123,115	117,894	111,791
総人口指数	100.0	99.1	97.5	95.1	91.9	88.0	83.4
年少人口割合(%)	15.1	13.6	12.1	10.6	9.6	9.2	8.8
生産年齢人口割合(%)	68.4	65.7	61.6	59.0	57.1	55.2	53.5
老年人口割合(%)	16.5	20.8	26.4	30.5	33.3	35.6	37.7
75歳以上人口割合(%)	7.6	9.6	11.7	15.1	19.6	22.7	24.3

国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口(平成20年12月推計)
市町村別男女5歳階級別データ

広島市町内会・自治会加入率

広島市	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	70.8%	69.2%	68.0%	66.9%	66.4%	65.6%	64.9%	64.0%
全世帯数	499,266	506,431	511,898	517,860	522,710	526,552	530,750	534,915
加入世帯数	353,595	350,609	348,166	346,525	347,221	345,200	344,259	342,201

中区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	62.8%	62.0%	61.6%	59.3%	59.5%	57.7%	57.5%	56.5%
全世帯数	67,002	67,863	68,525	69,077	69,654	70,078	70,429	70,719
加入世帯数	42,072	42,050	42,194	40,985	41,473	40,432	40,486	39,935

東区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	71.1%	70.5%	69.5%	68.7%	67.8%	66.4%	65.9%	65.8%
全世帯数	52,210	52,445	52,628	53,044	53,421	53,875	54,272	54,797
加入世帯数	37,122	36,967	36,584	36,440	36,238	35,786	35,747	36,045

南区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	69.3%	67.3%	65.4%	64.8%	64.8%	64.4%	63.8%	63.0%
全世帯数	64,558	65,538	66,084	66,429	66,526	66,683	66,987	67,420
加入世帯数	44,729	44,097	43,231	43,042	43,125	42,920	42,762	42,442

西区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	77.0%	74.5%	73.5%	72.6%	71.7%	71.0%	69.7%	67.9%
全世帯数	83,867	85,026	85,879	86,664	87,314	87,811	88,695	89,262
加入世帯数	64,556	63,362	63,129	62,896	62,590	62,370	61,811	60,640

安佐南区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	61.2%	60.1%	59.2%	58.2%	57.7%	57.1%	56.6%	55.9%
全世帯数	87,134	88,940	90,415	92,239	93,976	95,215	96,353	97,516
加入世帯数	53,311	53,464	53,554	53,653	54,213	54,353	54,508	54,516

安佐北区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	78.9%	78.4%	76.6%	75.8%	75.2%	74.6%	74.0%	73.4%
全世帯数	61,040	61,490	61,838	62,557	63,047	63,467	63,894	64,312
加入世帯数	48,159	48,190	47,377	47,425	47,420	47,370	47,284	47,179

安芸区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	76.1%	74.4%	71.9%	71.1%	70.8%	70.3%	69.4%	69.0%
全世帯数	30,765	31,527	32,217	32,879	33,150	33,338	33,601	33,857
加入世帯数	23,410	23,470	23,160	23,368	23,473	23,420	23,326	23,374

佐伯区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	76.4%	72.8%	71.7%	70.4%	69.6%	68.7%	67.8%	66.8%
全世帯数	52,690	53,602	54,312	54,971	55,622	56,085	56,519	57,032
加入世帯数	40,236	39,009	38,937	38,716	38,689	38,549	38,335	38,070

※ 加入率(各年7月1日現在)

※ 平成17年度の東区及び安佐北区については、平成18年3月1日現在の数値。

※ 平成18年度は平成18年9月1日現在(安佐北区については、12月1日現在)の数値。

社会福祉法人広島市西区社会福祉協議会
西区地域福祉推進第6次5か年計画策定委員会設置規程

(名 称)

第1条 この委員会は、社会福祉法人広島市西区社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）と称する。

(目的及び根拠)

第2条 この会は、平成25年度から平成29年度までの5か年の地域福祉推進計画を策定することを目的として、広島市西区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）定款第18条、及び事業部会設置要綱第8条に基づく委員会として設置する。

(構 成)

第3条 この委員会は、事業部会及び総務部会の内から相当数をもって構成し、その他必要に応じて関係者を招聘する。

(役 員)

第4条 この委員会に、次の役員を置き、委員の中から互選する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(任 期)

第5条 委員の任期は、平成24年5月31日から、区社協会長に西区地域福祉推進第6次5か年計画を答申した日までとする。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招聘し、委員長が議長となって運営する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(庶 務)

第7条 この委員会の庶務は、区社協事務局において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程の定めるものの他、必要な事項は区社協会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成24年5月31日より施行し、事業終了によって廃止する。

社会福祉法人 広島市西区社会福祉協議会
西区地域福祉推進第6次5か年計画策定委員会 委員名簿

職名	氏名	所属	備考
1	委員長 水戸川 旭	西区社協副会長 三篠地区社協会長	
2	副委員長 椿原 俊憲	西区社協副会長 区民児協会長	
3	委員 打越 勲	西区社協副会長 庚午地区社協会長	
4	委員 本西 文雄	西区社協理事 井口台地区社協会長	
5	委員 青野 法昭	西区社協理事 己斐東学区社協会長	
6	委員 橋川 徹	西区社協理事 南観音学区社協会長	
7	委員 八木 利彦	西区社協理事 老人福祉施設代表	
8	委員 伊藤 和子	西区社協理事 ボランティア連絡会代表	
9	委員 山本 誠	西区社協監事 学識経験者	

(敬称略)

